

○午前10時開議

○副議長（たけうち忍君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○副議長（たけうち忍君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

本 多 健 信 君

松 本 ときひろ 君

ご了承願います。

○日 程

○副議長（たけうち忍君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1、昨日に続き

一般質問

を行います。

順次ご指名申し上げます。

木村けんご君。

〔木村けんご君登壇〕

○木村けんご君 自民・無所属・子ども未来の一員として、一般質問をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大を封じ込める手立てとは、新型コロナウイルス感染拡大による身体機能低下、フレイルと認知機能低下について、コロナ対策のマスク着用による熱中症予防について、そして危機感を持つ日本列島、自然災害の恐怖、本区品川区の備えについて質問をいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染を封じ込める手立てとはについてお伺いいたします。

世界でコロナウイルス感染拡大が始まり、2019年12月31日、中国湖北省武漢市で原因不明のウイルス性肺炎患者が相次ぎ発生し、1月8日から10日にかけて原因不明のウイルス性肺炎の発症が相次いでいると日本の各メディアで報道されるようになりました。この段階で過去に流行した新型肺炎や中東呼吸器症候群とは異なる新型ではないかという見方が既にありましたが、日本国内ではほとんど対岸の火事といった受け取られ方であったように思います。

新型コロナウイルスは瞬く間に感染拡大し、4月11日の1日だけで世界中で720人を記録し、約100日後の7月19日には世界の感染者数は約1,425万1,000人、死亡者数は約60万2,000人に、日本国内でも2万4,642名の感染者と発表されていました。

東京都では合計9,411人、うち死亡者数は326人、2日後の7月21日は9,816人になり、2日間で約400人も増える勢いを見せ、7月31日にはついに1日で400人超えを記録しました。

品川区では、2月16日までに5名、3月22日に10名、そして4月12日には約100人に、6月28日200人、7月24日には335人に感染拡大され、9月4日には844人と発表がありました。

お聞きいたします。新型コロナウイルスは未知のウイルスであることを認識して、今以上に感染対策には油断のないようにしていく必要があると思います。1に、今後のコロナウイルスに対しての取組、2に、これ以上の感染拡大を止めるための対策、3に、区民一人ひとりに何をお願いし、何を守っていただくのでしょうか。この3つの質問に対してお聞かせをください。

年代別に見ると、20代が断トツに多く、30代、40代、50代、60代と年齢を重ねるごとに減少していることが当たり前だと思っていました。しかし、5月31日の発表では、70代が60代の倍以上に感染者が増えています。

お聞きいたします。年齢とともに行動範囲が減少するとは一概には言えませんが、高齢になるほど感染者数が減ってくるのは自然だと思っていました。しかし、この日は70代の感染者数が60代の2倍を大きく超える逆転現象が起きていました。この原因はどのようなことが考えられますか、お聞かせをください。

新型コロナウイルスは、糖尿病や心臓、肺などに持病がある、また抗がん剤治療を受けているなどの理由で免疫機能が低下している人はリスクが高いと考えられています。

お聞きいたします。国や都、本区でも命をも奪う新型コロナウイルスへの対策をされていますが、私的にはやはり一刻も早く薬やワクチン等ができることを期待しますが、時期的にはいつ頃が有力視されているのでしょうか、これもお聞かせをください。

この瞬間にも世界で、また国内でも感染拡大していますが、一刻も早く収まることを願ひまして、次の質問へ移ります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大による身体機能低下、フレイルと認知機能低下についてお聞きいたします。

最初に、フレイルについてお伺いいたします。

フレイルとは「虚弱」を意味し、健康な状態から要介護へと移行する中間段階を表す言葉で、身体機能の低下だけではなく、鬱病などの精神や、認知機能の低下にも影響を及ぼすと紹介されています。

現在、日本の平均寿命は男性が約81歳、女性が約89歳と、多くの方が人生90年から100年を生きる可能性があると言われていています。年齢とともに筋力やバランス能力だけではなく、歩行機能も低下すると言われていています。

しかし、人間の体は、意識をする、もしくは行動することにより、ある程度のなだらかな下降線を維持することも不可能ではないと思っています。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大により、政府は国民に向けて外出やイベント自粛を何度もお願いしてきました。

特に重症化しやすいと言われる高齢者に対しても、不要不急の外出はしないように求めてきました。

お聞きいたします。これからも不要不急の外出は避けなければいけません。自宅待機するに当たりフレイル予防に対し注意すべき点を含め、精神面でも籠もりがちになり落ち込むなどのマイナス要因を打開し、長引く新型コロナウイルス感染予防生活が実行しやすいライフスタイルを提案・啓発すべきと思いますが、いかがでしょうか。

本来であれば、高齢者の体力づくりは、町会単位でのラジオ体操や歩け歩け運動、または各イベント、レクリエーション等を行うことが一番よい方法ですが、このコロナ禍では行動を取りやめることが多くなっています。

お聞きいたします。各イベント、レクリエーション等の集いで室内換気やアルコール消毒等を徹底し、高齢者が明るく自分を表現できる場所づくりに専念していることと思いますが、現在の状況の中で「高齢者を守る・命を守る」という観点から特に重点を置くところはどうでしょうか、お聞かせをください。

フレイルには、全体的に運動や行動が重視されていますが、健康を維持していくためには、食事も大

事なことだと思っています。

お聞きいたします。健康な日常生活のためには、運動だけではなく、バランスの取れた栄養摂取も絶対に外すことはできません。特に高齢者に対し食事面で注意するところがあるとすればどのようなところでしょうか、これもお聞かせをください。

続いて、高齢者認知機能低下についてもお伺いいたします。

このたびのコロナウイルス感染拡大により、活動を自粛することで行動範囲縮小を余儀なくされ、特に高齢者には、フレイルから認知症へ移行のおそれがあるため、十分注意が必要と言われていています。

「認知症」とは、いろんな原因で脳の細胞が死んでしまい、脳の働きが悪くなったりするため、様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態のことを指すそうです。

お聞きいたします。このたびのコロナ禍での自粛生活により、多くの高齢者がフレイルから認知症へと移行することや体重増加などで健康を害することが心配されていますが、区としては高齢者の健康を守っていくにはどのように指導していくのでしょうか。

新型コロナウイルス感染拡大予防で、外出自粛が呼びかけられて数か月、多くの方が自宅に籠もることで運動不足を感じているようですが、このような状態で気をつけることとは、1に運動、2に知的活動、3に会話等のコミュニケーションを取ることと言われています。

1の運動ですが、本来は家に閉じ籠もらず外に出ること、現在は3密を避けた環境で運動することですが、室内でできる運動には、例えばスクワット、椅子から立ち上がったたり座ったり、また座った状態で足を上げたり下ろしたりすることで、筋力低下を防ぎ、転倒防止へとつなげます。

2の知的活動ですが、頭を使って指を動かすこと、パズルや短歌・俳句・川柳を作る、日記を書く、歌を歌うことや足し算・掛け算などがよいと言われています。

お聞きいたします。3の会話等のコミュニケーションを取ることと言われていますが、今は直接会って話すことは難しく、例えば遠方の家族とは電話で話をし、顔が見える通信機を使って会話を楽しんだりすることですが、区内の高齢者の現状を把握しどのようにご指導されているのでしょうか、お聞かせをください。

また、認知症予防は、少し工夫することで、危険度を下げることや進行時期を遅らせることができると言われています。このことに対して本区の考えもお聞かせをください。

次に、コロナ対策のマスク着用による熱中症予防についてお聞きいたします。

今年の夏のピークは過ぎましたが、まだまだ残暑の日もあるでしょう。新型コロナウイルス感染症への対策を行うことと同時に、熱中症予防も行う必要があると言われています。

コロナウイルス予防のマスクをつけると、呼吸がしにくくなり、心拍数や呼吸数が1割ほど増え、マスク内の温度が3度ほど上昇すると言われています。そこに運動や気温の急激な上昇が加わると、熱中症になるリスクが高まると言われています。

また、自粛生活で運動不足になると、汗をかいて体温を下げる準備ができず、水分をためる機能のある筋肉が減少することで脱水症状になりやすいとも言われています。

マスクで飛沫感染を防ぐことは大変重要ですが、高齢者や独り暮らしの人には特に熱中症に注意が必要です。

お聞きいたします。毎年この時期には熱中症で病院に搬送される人も多くなっており、例年に比べ間違いなくマスク着用が原因での熱中症が多くなっていると思いますが、数的にはどのようになっているのかお聞かせをください。

外出をしたとき、木の陰や日陰などの人が少ない場所でマスクを外して休むこと、また、マスクは汗で湿ると通気性が悪くなるため、適度に取り替えることもしてほしいと言われています。

熱中症により救急搬送される人や医療機関を受診する人が増加すると、新型コロナウイルス感染症の対応を行っている医療機関に負担がかかってしまうため、個々で熱中症予防を行うことは大変重要になってきます。

お聞きいたします。熱中症を防ぐには、水分をこまめに摂取することと、風通しのよいところで休息がよいと言われています。水分補給は、水道の水だけではなく、塩分を少量入れるとよいと言われます。時期的には遅いですが、よい水分補給方法があれば教えていただきたいと思います。

次に、危機感を持つ日本列島、自然災害の恐怖、本区品川区の備えについて質問いたします。

四方を海に囲まれた日本列島、台風、大雨、大雪、洪水、崖崩れ、津波、火山噴火など、日本は毎年のように自然災害が起こっている国です。20年間に起きた自然災害は約40件、台風や豪雨、豪雪、そして地震でした。

今年の7月3日から8日にかけて集中豪雨により大量の雨が九州地方や四国、信州地方にも多くの被害をもたらしましたが、これからの日本は地震による被害も大変心配されています。

2003年の中央防災会議では、首都直下型地震が今後30年以内に起きる可能性70%と予測されており、2003年から17年がたち、その確率もだんだんと色濃くなる現在、地震大国の日本に住む限りいつ大地震に見舞われてもおかしくなく、1都3県が同時被災すると言われ、我が国がいまだかつて経験したことがない未曾有の事態になると言われています。

お伺いいたします。

あくまでも仮定ですが、巨大な地震が発生した場合、品川区の最も気になる弱点は、そして被害はどのようなとお考えでしょうか。

この未知の地震に対しては、人の力ではどうすることもできませんが、予知や予防をすることで被害を軽減することは可能かもしれません。本区での被害軽減はどのように行っていくおつもりでしょうか。また、これなら絶対にできるという軽減策はありますか、お聞かせをください。

最小限の被害で抑えるには今何をすべきなのか、一人でも多くの区民の命を守るには何をすればよいのか、行政として一番大事なことだと思いますが、いかがでしょうか。

巨大地震による家屋やビルの倒壊、倒木により、交通機関の麻痺といろんなところに影響が出ることが予想されていますが、最も怖いことは火災だと思います。

国の中央防災会議が2013年に出した予測では、最大で41万棟が焼失し、死者2万3,000人、うち7割に当たる1万6,000人の火災による死者が出ると予測しています。中でも最も注意が必要としているのは、電気が原因での通電火災だそうです。

1995年、阪神大震災では85件、2011年の東日本大震災では71件の電気による火災が発生したそうです。この火災を防ぐには、揺れが収まった直後にブレーカーを落とすことが大事と言われています。避難することに気を取られてしまいブレーカーを落とすことを忘れ、通電後に火災が発生するケースが多くあり、揺れによりダメージを受けた配線や冬には転倒した電気ストーブなどから二次災害が発生し被害を広げることがあるそうです。

お聞きいたします。感震ブレーカーという装置がありますが、本区の設置状況はいかがでしょうか。また、設置時にはどれぐらいの費用がかかり、本区からの補助などはどのようになっているのでしょうか、お聞かせをください。

以上で、私、木村けんごの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、新型コロナウイルス感染拡大を封じ込める手立てについてお答えを申し上げます。

初めに、今後の感染拡大防止対策についてです。新型コロナウイルスは、手を伸ばせば届く距離で、マスクなしの会話を15分以上した場合などで感染が拡大するということが分かっております。そこで、これまで以上に閉鎖された空間で、多くの人が集まり、近い距離で話す、いわゆる密閉、密集、密接の3密を避けることが何よりも重要で、そのための普及啓発を継続してまいります。また、これ以上の感染を止めるために、濃厚接触者への確実な検査の実施等により、無症状の感染者を早期発見するとともに、必要な方への検査を積極的に実施してまいります。区民の皆様には、マスクの着用、手指消毒の徹底と併せ、距離を保った新しい生活様式へのさらなるご協力をお願いしてまいります。

次に、70代の感染者が60代より多くなった理由ですが、一概には言えないものの、家庭内での感染や、また利用している施設での感染等が理由ではないかと考えております。

次に、薬とワクチンについてですが、治療薬につきましては、中等症以上の患者においてRNA合成酵素阻害薬であるレムデシビルと、ステロイド薬であるデキサメタゾンの効果が認められております。また、ワクチンにつきましては、国内外で様々なワクチンの開発が進んでおりますが、現在までのところ、国内での接種可能時期は明らかになっておらず、今後の動静を注視してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりご答弁を申し上げます。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、新型コロナウイルス感染拡大による身体機能低下、フレイル予防と高齢者認知機能低下に関するご質問にお答えいたします。

初めに、高齢者のフレイル予防には、運動や散歩、食事や栄養に加えて、家族や友人との交流により生活機能を保っていくことが重要です。そのため、区では、外出自粛中も自宅で健康的な生活習慣を維持していただくため、チラシを作成し、高齢者クラブや町会等へ配布するほか、FMしながらや広報紙でお知らせをいたしました。今後も関係機関と連携しながら、新しい生活様式の中での高齢者のフレイル予防への取組を考えてまいります。

次に、高齢者のレクリエーション等の場での注意点ですが、3つの密を避けること、体調の悪いときは休むこと、マスクの着用や手洗い等を徹底することが感染防止対策の基本であると考えます。

また、高齢者に対する食事面での注意ですが、バランスの取れた食事を3食しっかり取り、低栄養状態にならないよう、多様な食品から満遍なく栄養素を摂取することが重要です。特にたんぱく質の摂取量が少なくなると筋肉量が減少することから、肉、魚、卵、牛乳などの食品をしっかりと食べる必要があります。また、家族などと一緒にする食事は、食事の時間を楽しいものにすることから、食欲を増進させ、健康寿命の延伸に寄与すると考えます。

続いて、新型コロナウイルス感染拡大による高齢者認知機能低下についてお答えいたします。

認知症予防には運動、知的活動、コミュニケーションが重要ですが、感染拡大防止のための外出自粛によって人との交流が減少することなどにより、高齢者の認知機能の低下が懸念されております。

ゆうゆうプラザ等の施設再開後の利用者との面談で、「誰かと会って話をしたい」「交流する場が欲しい」「再開してよかった」などの声をいただいております。多くの高齢者の方が人との対面での会話を望んでいることから、コミュニケーションの重要性を認識しております。

また、区では、簡単な読み書き・計算を中心とする学習療法と、脳活性化エクササイズ等の軽い運動療法を組み合わせた講座など、認知症を予防するための事業を実施しております。今後も、日常活動の制限が長期化することを考慮した上で、認知症予防につながる生活習慣を実践していただくための取組を進めてまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、マスク着用による熱中症についてお答えします。

熱中症による救急搬送数は、消防庁の速報値で前年比1.6%ほど全国的に増加しています。発症原因は公表されていませんが、マスク着用により発症リスクは高まるとされています。

熱中症は、高い外気温により体温調節機能が低下することで発症すると言われており、脱水予防のための定期的な水分補給や外気温を下げる必要があります。水分補給の効果的な方法ですが、喉が渴いたことを自覚する前に、時間を決めて一定量の水分を摂取すること、その際、塩分や糖分が一定程度入ったスポーツドリンク等を摂取すると、失われた体内の水分をより効果的に補充できるとされています。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、大地震に対する区の備えについてお答えをいたします。

初めに、大地震における区の被害と課題についてですが、平成24年に都が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によりますと、品川区は死者780人、建物全壊約2万5,000棟が見積もられています。死者の約7割、建物全壊の約8割は火災が原因とされていることから、火災の危険度の最も高い木造住宅密集地域が品川の防災上の課題になるものと捉えております。

次に、被害の軽減策についてですが、最も重要な視点は、区民の生命と財産を守ることになります。そのため、木造住宅密集地域の防災性を高めるため、建物耐震化率および不燃領域率を向上させるとともに、貯水槽を備えた防災広場の設置や街頭消火器の増設などにより初期消火体制を充実させることが重要であります。また、ソフト面として、「自助」および「共助」の理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが平素から連携を密にすることが必要と考えます。さらに、実効性ある防災計画の策定や避難者ニーズに適合した避難所の整備を進めるとともに、より実践的な防災訓練の実施を通じて、災害発生時の「初動」を充実させ、「組織力」を発揮できる態勢の確立に努めてまいります。

最後に、感震ブレーカーについてですが、昨年度末までに323件の設置助成の実績あり、費用は、分電盤を交換する場合は7～8万円程度、簡易タイプであれば1万5,000円程度です。補助額は上限がありますが、費用の3分の2、高齢者、障害者などの世帯にはさらに補助率を引き上げて設置を支援しております。

○副議長（たけうち忍君） 以上で木村けんご君の質問を終わります。

次に、若林ひろき君。

〔若林ひろき君登壇〕

○若林ひろき君 品川区議会公明党を代表して、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症について、品川区では感染拡大防止と生活・経済活動を守る対策を4回に及ぶ補正予算を組むなど、積極果敢に取り組まれました。

公明党は6回にわたりコロナ対策緊急要望を行いました。今定例会に上程される補正予算には、介護・障害福祉サービスおよび医療従事者へPCR検査の実施、私立保育園等従事者へ応援給付金、事業者家賃の支援給付金などが組まれたほか、医療や保育・福祉従事者を応援するための支援寄附金事業も立ち上げるなど、区の取組は区内外から評価を得ています。

今後の感染拡大防止と生活・経済活動への支援に向け、執行された事業と今後について伺います。
初めに、コロナ拡大防止策について伺います。

1点目に、区内感染状況等について。

区内感染の発生は、7月下旬までに週に1桁、2桁の増加にとどまっていたましたが、7月末から8月
にかけ140名に急増、日本感染症学会理事長は、8月19日、第2波の真ただ中にいるとの見解を示し
ました。

区施設関連では、庁舎、学校、保育園、幼稚園、介護・障害者施設等で発生し、飲食店街ではクラ
スターが発生しました。

国や都などは、第2波までの感染状況について、感染年齢層の変化や、高齢者、基礎疾患のある方
の重症化・致死率が高いなどの傾向や、発症者の約8割は軽症であること、無症状者等の行動の影響で同
居人からの感染など経路は多岐にわたること、いわゆる3密状態や手洗いやマスク着用などの対策が行
われぬ場合、感染リスクが高まることも分かっています。

さらに、インフルエンザ流行期に向け、インフルエンザと新型コロナは初期症状が似ていることから、
PCR検査の需要が増え、診療所での密集を生み出す懸念も示されています。日本感染症学会は、新
型コロナとインフルエンザを同時に検査することと、高齢者や子どものインフルエンザワクチンの予防接
種を強く推奨しています。

都は、第3回定例会に向け、高齢者が無料で接種を受けるための費用を盛り込んだ補正予算を組みま
した。

そこで、1つ目に、これまでの区内感染状況と傾向、今後の予測をお知らせください。また、どのよ
うな項目に着目、注視しているかもお聞きします。

2つ目に、インフルエンザの予防接種の勧奨と都補正予算を受けた区の対応をお聞きします。

2点目に、PCR検査等及び情報提供について。

PCR検査は、保健所、帰国者・接触者外来に加え、PCR検査センターが5月に開設されました。
開設当初は1日上限20名程度を目安としていましたが、7月33名、8月40名と1日の平均人数は大幅な
増加となり、区内では6月8日から抗原検査、唾液PCR検査も行われています。

検査対象範囲をどこまで広げるかについては議論が百出していますが、先月、国立国際感染症セン
ターの大曲センター長の講演を伺ったところ、発熱症状など必要な方と、濃厚接触者やリスクの高い人
など必要性のある人には検査を行うということに集約されていくのではないかとの見解が示されまし
た。ただ、必要性はないが、心配な方の検査は議論の余地があるとされました。

厚労省は、8月7日、重症化リスクが高く、早期発見の取組強化が重要であることから、高齢者施設
入所者に対し、出張方式含め検査体制づくりを行うよう特別区等へ通知し、従事者含めた一斉・定期的
な検査実施の方針が同28日に示されました。都は、今般の補正予算の中で、高齢者・障害者支援施設等
へスクリーニング含むPCR検査等を実施した場合の経費を支援するとしています。

また、土日・休日に陽性者が出た場合の濃厚接触者調査など、保健所との連携がままならない実態も
あり、土日等の体制の強化が必要と思われます。

また、区内では様々な感染の事例があり、約1週間ごとに感染状況が発信されていますが、そこから
何を読み取るのか、気をつけるべき行動は何かなどを求める声があります。風評被害に留意しつつ、安
全・安心を得られる情報提供を求めます。

そこで、1つ目に、唾液検査含むPCR検査、抗原検査が行われていますが、組合せ含め効果的な検

査の考え方をお聞きします。抗体検査の実施についても見解を伺います。また、行政検査に該当しない方が有料検査を希望した場合の案内はどのように行っているのでしょうか。

2つ目に、検査を増やすことについては、どのような機関が活用できる見通しかお聞かせください。

3つ目に、高齢者・障害者施設等への検査の概要、実施の見通し、体制について、国・都の方針などを含め、区のお取組をお知らせください。

また、検査可能数の増加により、戦略的な検査が可能となります。クラスターなど感染が発生しリスクが高いとされる高齢者や子ども支援施設、障害者関連施設、また飲食店等での今後の戦略的な検査のお考えをお聞きします。

4つ目に、土日・休日の保健所体制をお知らせいただき、今後の強化のお考えをお聞かせください。

5つ目に、区内状況を正しく知り、正しく恐れ、予防を促すための感染情報提供の在り方についてのお考えをお聞きします。

3点目に、新型コロナウイルス接触確認アプリ・COCOAについて。

COCOAとは、新型コロナウイルス感染者と接触した場合、通知を受けることができるスマホアプリのことで、陽性者が登録すると、その陽性者と過去14日間で15分以上、1メートル以内の距離で接した人に通知されます。6月19日にリリース後、9月3日までに1,599万件がダウンロードされ、陽性登録件数は571件となっています。

アプリのダウンロードを分析する民間企業によれば、7月中旬の集計ですが、20代、30代のダウンロード数は50代、60代の7割弱にとどまっています。

厚労省は、利用者が増えることで感染拡大の防止につながり、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができると効果を強調し、8月21日、特別区等に対し、通知を受けた人は症状の有無に関わらず行政検査として取り扱うことを通知しました。

そこで、1つ目に、COCOAの有効性や課題をお聞きします。

2つ目に、COCOAに関し寄せられた相談件数、内容をお知らせください。また、受検の流れをお知らせいただき、検査開始日、受検数、陽性者数をお知らせください。

3つ目に、通知を受けることで受検できることの周知をはじめ、年代別傾向を踏まえた広報や窓口を活用した周知、行政検査を受けた方や診療所含め相談者等への協力依頼、飲食店等各種団体への協力要請など、徹底した普及促進や活用のお考えをお聞かせください。

4点目に、保健所・医療機関の体制強化について。

医療機関では、自ら組織改革への取組が見られます。都内のある病院では、例えば清掃業者が立ち入れなくなった陽性者の病室の清掃や患者の検温、リスクの高い鼻腔検体採取を他科の方々が引き受けるなど、様々な部署が自律と協調の組織へと変化を遂げている様子を伺いました。スペシャリストである医師たちがバックヤードに自分の役割を見つけ行動することに、関係者は驚嘆していました。コロナ対応に当たり、リーダーは、患者と最前線で闘う医師・職員をコロナから守るという強い姿勢、メッセージを発し、特に気をつけたことは情報共有を図ることであったと吐露しています。リーダーの示す改革に向け、各部門で汗をかいた方々の目に見えないご苦労があったものと推察します。

緊急事態宣言解除後に開かれた第2回定例会本会議で、公明党は保健所や医療機関の体制強化を求め質問しました。現状や改善状況、今後の取組などを伺います。

まずは、7・8月と短期間で多くの検査対象者やクラスターの発生がありましたが、保健所、PCR検査センター等の逼迫の実態はどのようなものであったかお知らせください。また、現体制ではどの程

度の発生状況まで許容可能かもお聞きします。

2つ目に、保健所で改善された点や第2波への備えについては、「今回の経験を踏まえ、関係機関との円滑な調整に努めるとともに、ICT等の活用も含め、保健所業務の効率化を図ってまいります」とし、区、医師会、保健所、病院が参加する協議体の設置については、「新型インフルエンザ等対策連絡会議は医師会や薬剤師会、区内全ての病院により構成されており、今後もこの連絡会議等を活用」と答弁されました。そこで、業務の効率化や関係機関との円滑な調整の現状をお聞きします。また、連絡会議等の開催状況やどのように活用されているかをお聞かせください。

3つ目に、保健師等の増員・強化については、「保健センターや派遣の保健師等19人の応援を得て、電話相談や健康監視等の多くの業務に当たり、庁内の事務職等の応援により体制を強化」、また「今後も、職員の専門性を向上させ、あわせて必要に応じ応援職員を配置すること等」と答弁されました。都は、7月30日、第1回新型コロナウイルス感染症対策都区市町村協議会において、保健所への支援として、8月上旬までに120名の職員派遣の準備をするとしました。そこで、都・区による保健師等の増員・強化の状況をお聞きします。また、区内感染拡大の状況や保健所の実情を踏まえた今後の取組のお考えもお聞きします。

4つ目に、患者を受け入れる病院への医療物資の十分な供給と経済的な支援の必要性については、「病院に対しては、都が陰圧室の整備等への補助や医療資機材の提供を行っているところであり、区としての支援については、医療機関のご意見も踏まえ、今後検討」とされましたが、検討状況をお聞きします。

5つ目に、政府は、8月28日、医療体制の逼迫を避けるため、感染者は基本入院の運用から、軽症・無症状者は宿泊・自宅療養を基本とする方針を発表しました。これにより、宿泊・自宅療養者が増えることとなりますが、それぞれ従事者や家族の負担がどのように増すと考えられるか、負担軽減支援やそのための体制の強化の取組をお聞きします。

また、重症者の増加で、帰国者・接触者外来を設置する感染症指定医療機関がさらに逼迫することにより、検査の縮小、休止の懸念があります。検査数を十分に確保する区の取組をお聞かせください。

6つ目に、拡大によりPCR検査センター等の受入れが困難な状況から、医師のご尽力により診療所でも唾液検査が行われるようになりました。各診療所での検査の実施にあっては、センターと異なりスタッフや一般患者への感染リスクの不安もあり、動線や衛生管理等に腐心されていますが、PCR検査センターに出動する医師と異なり補償がありません。都の委託事業ですが、補償についてのお考えをお聞かせください。

次に、生活・経済活動への支援について伺います。

1点目に、生活支援について。

まず、主な事業として、緊急小口および総合支援資金、住居確保給付金、区民税や国保等保険料の猶予があります。それぞれの実績をお知らせください。

また、個人事業主やフリーター、母子家庭など、不安定な雇用や経済的基盤の弱い方を直撃しています。福祉的支援を行う中、実態をどのように捉えているか、どのような視点で今後の支援を考えていくか、お考えをお聞きいたします。

次に、外出自粛等により、特に高齢者のフレイルリスクが高まっています。今後も高齢者クラブ活動の自粛や縮小が長期化することで、ますます心身の健康に影響を及ぼし、抵抗力が弱くなる懸念があります。安全・安心を確保した上で、活動を再開、外に出る機会をつくる施策が必要です。

そこで、1つ目に、ゆうゆうプラザ等で行っている感染予防策をお聞きするとともに、各地域で活動する高齢者クラブ等が安全に活動するためのガイドラインなど、高齢者が集まる場合の新しい生活様式にのっとった基準を示してはいかがでしょうか。

2つ目に、後期高齢者歯科健診について、76・78歳が対象であった昨年度は822人が受診し、受診率は12.1%でしたが、まずは受診率向上への取組を伺います。また、より多くの方の外出機会を増やすことができ、かつフレイルチェックすることで身体機能の維持向上にもつながることから、対象年齢の拡大を望みますが、お考えをお聞きします。

2点目に、経済活動支援について。

まず、中小企業融資斡旋は、家賃等の固定経費の出費に苦慮する飲食店等の資金繰りを支え、急場をしのぐことができました。ただ、その他の家賃支援等制度を利用しても、手持ちの現金は減り続け、倒産・廃業を考える局面となる事業者も多くなってきます。売上げを増やす、経済を回すことが大きな課題となります。

そこで、融資斡旋の実績をお知らせください。また、倒産・廃業の実態や今後の推移と対応の考え方をお聞かせください。

次に、大井町飲食店クラスター発生後、公明党は、全商店街の飲食店を巡回し、都感染防止ガイドラインの遵守や区支援策の周知を緊急要望しました。

濱野区長は、8月11日、五反田駅周辺飲食店などを訪問し、コロナ対応型販路拡大支援助成金等の案内を呼びかけながら、「感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。何か困ったことがあればいつでも区役所にご相談ください」と声をかけられました。

直接目で見、呼びかけることの効果は大きいものと思います。個々の店舗の取組が基本ではありますが、地域の店同士で声を掛け合い、またCOCOAの普及に努めるなどで、より日常的な取組となり、安全・安心が地域で向上することにつながるのではないのでしょうか。

また、販路拡大支援助成金は上限20万円でしたが、規模の大きな事業所からは助成金の拡大を求める声もありました。

そこで、1つ目に、商店街や飲食店等、地域や団体に協力し合う取組を区が積極的に促すお考えをお聞きします。

2つ目に、8月で終了した販路拡大支援助成金の実績をお知らせください。また、店舗等が自ら行う対策をさらに充実するために、規模に応じた器材購入の一層の支援を行ってはいかがでしょうか。さらに、COCOA普及に協力する事業所へインセンティブを付与し、地域で安全を拡大できるような取組も考えられます。お考えをお聞かせください。

次に、公共工事等における感染症拡大防止について、国土交通省は、4月20日、工事等で受注者が感染拡大防止対策を追加実施する場合の費用は、設計変更の協議を行った上で、請負代金や業務委託料の変更等を行うことと事務連絡を発出し、同22日には、その費用は感染防止対策のための備品等の購入・リース費、工事費が含まれると重ねて事務連絡を発出しました。

区工事を請け負う区内事業所からは、事務連絡の適用のほか、現場への移動には公共交通機関を避けるため車を使用するようになり、その駐車料金など現場の工夫で予期せぬ支出があるとも訴えられました。

コロナの影響により、工事請負事業者にあっても、資金繰り等、経営に影響が及ぶ懸念があります。また、本年第1回定例会代表質問で、入札最低制限価格を1,000万円以下の工事への適用を伺ったとこ

ろ、「ダンピング受注防止のためにも最低制限価格の適用範囲の拡大を検討」と答弁されました。

そこで、1つ目に、2つの事務連絡は、都道府県・指定都市宛てになっていますが、現行および今後の工事について区の適用を伺い、費用の柔軟な対応についてもお考えをお聞きます。

2つ目に、年度途中での出来高払いを実施する等、工期遵守、適正な工事の進捗のための区の柔軟な対応を伺います。

3つ目に、最低制限価格の1,000万円以下の工事への適用について、来年度に向けたお考えをお聞きます。

最後に、区の基本方針と体制について伺います。

ここまで、感染拡大防止と生活・経済活動への支援についてお尋ねしてきました。

感染流行から数か月がたち、緊急事態宣言や2度の感染の波を経験しました。感染症の特徴や対応も統一的なものとなり、国等の対策も一定程度図られてまいりました。

今後は、国や都の方針を踏まえつつ、感染防止、生活・経済対策とも区の実情に沿った独自の判断と実行が求められます。

保健所は、感染症発生の対応に集中できる体制とし、発生状況や専門的知見を踏まえた戦略的な予防策や生活・経済活動支援を策定、実行する体制が必要であり、基本方針は、対策の目標と区内全体で協調した取組を示す方針となるものであり、区民へのメッセージともなります。

そこで、1つ目に、4月8日に決定された現基本方針の内容をお示しいただき、新たな指針となる基本方針の策定のお考えについてご所見を伺います。

2つ目に、現在の保健所業務で他の所管で行える業務は何かを含め、長期化する感染症の対応に適した区の体制についてご見解を伺います。

以上で区議会公明党を代表しての一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、コロナ禍における経済活動支援についてお答えを申し上げます。

融資斡旋につきましては、令和2年4月から8月までに2,972件、370億6,178万円を斡旋し、1,941件、193億9,195万円が実行されました。

倒産・廃業の実態と今後の対応ですが、区内の負債総額1,000万円以上の倒産件数は、今年の7月までに20件であり、前年同期と比べ25件の減となっております。

また、廃業につきましては、区内の件数は把握しておりませんが、全国では、今年5万件を超すと予想され、昨年約4万3,000件より増加が見込まれております。

区の経営変化対策資金2020の融資限度額等の拡大の効果もあり、当面の資金確保はできたものの、いまだ事業の平準化が見通せず、今後も予断を許さない状況にあると認識しております。引き続き、相談体制等を充実させ、事業の継続支援に努めてまいります。

また、飲食店等の取組につきましてお答えを申し上げます。

区では、品川区商店街連合会や各商店街等と連携し、区の販路拡大支援助成の周知や、東京都の感染防止徹底宣言ステッカーの普及啓発に努め、飲食店等に対して感染防止対策を広く呼びかけてまいりました。

また、隣接する商店街等で連携・協力し、独自の取組を進める地域もありますので、要望等をお聞きしながら、必要に応じた支援を進めてまいります。

販路拡大支援助成金につきましては、8月31日までに513件の申請があり、現在、審査中であります。

器材購入の支援につきましては、国や東京都の支援策なども勘案し、引き続き調査・研究してまいります。

次に、C O C O Aの普及につきましては、現時点ではインセンティブの付与は考えておりませんが、引き続き区ホームページ等により周知してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症防止対策に関わる工事請負契約の変更につきましては、国からの通達や東京都のガイドライン等に基づき、区におきましても受注者との協議を行い、適正に対応を行っております。

また、年度途中の出来高払いにつきましては、完了部分についての支払いができる制度を設けており、柔軟に対応してまいります。

最低制限価格の適用範囲に関しましては、他区の状況等を勘案し、設定基準の引下げについて検討してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 私からは、初めに、新型コロナウイルスの感染状況等についてお答えします。

まず、区内の感染状況等についてです。7月以降の感染状況は、中旬より感染者が急増し、7月下旬には1日で34名と最も多くなりました。それ以降も8月中旬まで、おおむね20名前後が報告され、9月に入り増加のペースが緩やかになってきたところです。年代別には、20代が最も多く、次に30代、40代と続き、軽症者が多い状況です。感染機会としては、当初、接待を伴う飲食店の利用が多く、それ以降、職場や友人との会食、最近では家庭内が多くなっています。今後、再度の感染拡大が予測されており、引き続き罹患者の年代、感染機会等に着目し対応してまいります。

次に、インフルエンザ予防接種については、新型コロナウイルスの流行を受け、重症化しやすいとされる65歳以上の高齢者に対し、より積極的に接種を勧奨すべく、都の補正予算を視野に入れ、自己負担分を公費により助成してまいります。

続いて、PCR検査等と情報提供についてお答えします。

まず、効果的な検査についてですが、PCR検査は、ウイルスの遺伝子を増幅させて検査するもので、判定に数時間かかります。抗原検査は、ウイルスのたんぱく質を検出する検査で、PCR検査より迅速に結果が出ることにより、医療機関等の現場で診断に使われますが、抗原検査のうち定性検査は、正確な判定には一定以上のウイルス量が必要なため、結果が陰性でもPCR検査で陽性となる症例も指摘されているため、検査結果は慎重に判断する必要があります。

なお、感染した患者の血中にできる抗体を調べる抗体検査は、現在の感染を表すものではないため、診断には役立ちませんが、地域の過去の感染状況の把握に役立つものと考えています。

また、行政検査に該当しない方が有料で検査を希望された場合、電話相談窓口で区内で検査可能な医療機関を案内しています。

次に、検査を増やすことについては、唾液検査を含むPCR検査を実施する診療所が増えていることから、これらとPCR検査センターのさらなる活用が考えられます。

次に、高齢者・障害者施設等への検査についてですが、介護施設においては職員が感染源となる可能性が高く、早期発見の取組強化が重要であることから、区内の入所・通所施設の従業者を対象とした検査を予定しております。

なお、国は速やかな検査の実施が重要であるとの考えを示しており、都は9月補正予算案で定期的な検査の実施に要する経費を計上していますので、引き続き動向を注視してまいります。

さらに、戦略的な検査の実施ですが、これまでも、感染者が発生した施設入所者等への検査など、感染リスクが高いと判断した場合、感染拡大を最小化するため、積極的に検査をしてきており、今後この方針に沿って対応してまいります。

次に、土日等の保健所の体制ですが、これまでも職員の交代勤務により感染者や濃厚接触者への対応を確実にしており、今後も継続してまいります。

最後に、情報提供の在り方についてですが、現在、区内の詳しい感染状況をホームページに掲載しておりますが、今後、区民により分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAについてお答えします。

初めに、COCOAの有効性と課題についてですが、感染の可能性をいち早く知ることができ、その後の適切な行動により感染拡大の防止につながることを期待される一方、マスクを着用し会話をしていないといった感染リスクの低い人へも通知されることから、保健所への相談やPCR検査の増加への対応が課題と考えています。

次に、COCOAに関する相談についてですが、国の通知が出た8月21日以降増加し、9月9日までに589件の相談を受けており、電話相談センターに寄せられた相談の約4割を占めています。その相談内容は、通知が届いたがどうしたらよいか、会社を休めないのどのよう検査を受けたらよいか、または特段症状がないので検査を受ける気はないといった内容となっています。

また、検査は、名前や連絡先を確認し、区のPCR検査センターの予約や区内の医療機関につなげています。

検査をご案内した方は、9月9日までに375件で、これまで5名の陽性者の報告がありますが、実際に検査を受けた方の数の把握は難しい状況です。

次に、COCOAの周知ですが、区ホームページ等により引き続き周知してまいります。

最後に、保健所・医療機関の体制強化についてお答えします。

初めに、保健所等の実態についてです。7月中旬から感染症が急増したことから、8月より会計年度任用職員等を増員しましたが、かなりの超過勤務で対応せざるを得ない状況でした。また、PCR検査センターは、医師等のスタッフの増員や検査時間帯の追加等により、速やかに検査を受けられるよう対応したところです。今後、今回と同程度以上の発生状況となった場合、さらなる人員の強化が必要と考えています。

次に、業務の効率化や関係機関との調整についてです。業務については、帰国者への体調確認にアプリを活用することで、連日の電話対応が不要になる等、効率化に努めています。また、区内医療機関との連携は、医師会が中心となり定例で連絡会が持たれており、保健所も参加して情報共有に努めているところです。

次に、保健師等の増員についてです。8月より会計年度任用職員と派遣職員で保健師・看護師8名、事務職員3名を増員するとともに、都および市内から事務職員6名の応援を受け、体制の強化を図っており、今後も感染拡大の状況も踏まえ対応してまいります。

次に、病院への支援については、医療機関との意見交換の中で、現在までのところ、具体的な支援についての要望はない状況です。

次に、宿泊・自宅療養等についてです。都は、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療

の提供に支障を来すことがないよう、4月の時点より軽症者については宿泊・自宅療養としており、8月の国の方針により従事者や家族の負担に変わりはありません。また、帰国者・接触者外来を設置する感染症指定医療機関が逼迫しないよう、検査については、地域で検査可能な診療所をご案内するほか、必要に応じPCR検査センターの運用を工夫してまいります。

最後に、唾液PCR検査は飛沫が飛ぶ可能性が低く、鼻咽頭拭い液に比べ検体採取に係る感染リスクが低いことから、区として補償の考えはありません。

[福祉部長伊崎みゆき君登壇]

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、コロナ禍における生活支援についてお答えいたします。

まず、各事業の実績件数は、令和2年4月から8月までの期間において、住居確保給付金の支給決定件数は延長分を含め837件、区民税の徴収猶予件数は301件、国民健康保険料および後期高齢者健康保険料については申請はございませんでした。

また、品川区社会福祉協議会が実施している貸付事業については、緊急小口資金が3,115件、総合支援資金が2,295件と聞いております。

生活実態についてですが、区といたしましても、経済状況の悪化に伴い、不安定な雇用状態にある方や経済的基盤が弱い方への影響が広がっていると捉えているところです。

今後は、しながわ活力応援給付金をはじめとして、資金貸付制度、住居確保給付金、母子・父子福祉資金などの様々な支援策のより一層の周知を行い、必要な方にご利用いただけるよう努めてまいります。また、国や都の動向を捉え、状況に応じた施策を講じてまいります。

次に、高齢者支援についてですが、ゆうゆうプラザやシルバーセンターでは、東京都感染拡大防止ガイドライン等の内容に沿った対策を取り、利用者や職員等の安全・安心を第一に施設運営を行っております。利用者の方には、マスク着用、手洗いや消毒等をしていただき、入館時に検温をお願いしております。また、貸出し施設は定員の半分までの利用とし、食事やカラオケの禁止など、利用を一部制限しております。今後、国や都の方針を踏まえて、感染状況を考慮し、感染対策を講じながら段階的に通常開館をめざしてまいります。

また、高齢者クラブ等に東京都の専門機関が作成した交流の場での感染対策ガイドラインをご活用いただき、感染拡大を防ぎながら安全・安心に活動していただけるよう支援をしてまいります。

最後に、後期高齢者歯科健診についてですが、この健診は、フレイル予防を目的の1つとして開始しており、周知には、広報紙やポスターなどのほか、目立つように大きな封筒で対象者に個別通知をするなど、受診率の向上を図っています。

また、対象年齢の拡大につきましては、今年度、満80歳の方を対象に加えたところであり、今後については、事業の検証とともに検討してまいります。

[総務部長榎本圭介君登壇]

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、コロナ禍における区の方針、体制等についてお答えします。

4月に決定した区の基本方針は、国の緊急事態宣言を受けたもので、その内容は、区民への外出自粛要請や施設の利用制限などです。

緊急事態宣言解除後は、全職員に向け、当面重視する施策や施設再開の方針、事業の取組、執行体制などを周知徹底してまいりました。区として区民向けに新たな基本方針を策定する考えはございませんが、6月に定めた新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の区政運営の依命通達に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を進めております。

次に、感染症対応に適した区の体制ですが、これまで区民への普及啓発や電話相談、医師会との調整、PCR検査センターの運営などは他部課に分担し、感染症対応に集中できる体制を整えてきました。今後も、長期化する感染症対応に効率的に当たれるよう業務を精査し、体制強化に努めるとともに、組織の在り方について検討してまいります。

○副議長（たけうち忍君） 以上で若林ひろき君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時10分休憩

○午後1時開議

○議長（渡辺裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

休憩中に傍聴人より録音および録画の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

一般質問を続けます。

安藤たい作君。

〔安藤たい作君登壇〕

○安藤たい作君 日本共産党を代表して、一般質問を行います。

初めは、飛び始めてから約半年、引っ越したいほど耐え難い苦痛を強いる羽田新ルートは中止をの質問です。

本格運用から約半年、3時から7時、区内を飛行機がひっきりなしに通過。騒音や落下物、墜落事故の危険に区民はほぼ毎日さらされています。

共産党の新ルートのアンケートには、約3,400の返信が寄せられ、新ルートに「反対」は67%と多数。西品川では85%に達するなど、ルート直下を中心に深刻な声が上がっています。

一部紹介します。

「飛行機はあまりに近く、爆音は空全体から響き、途切れることがありません。外でおしゃべりもできません。これまで静かだっただけに恐ろしい環境になってしまったことが悔しくてなりません」。

「騒音、圧迫感、落下物、全てが恐怖。小さな子どもを公園で遊ばせるのも不安。毎日おびえて生活したくありません」。

「子どもたちも恐怖を感じており、音で勉強に集中できない。学力低下につながる。ルートの下に学校もたくさんあり、事故が起こってからでは取り返しがつかない」。

「在宅勤務時、窓を閉めても騒音が気になり集中できない。リモート会議中に相手の声が聞き取れないことがあった」。

「夜勤をしているので昼間に眠っていることが多いのですが、音で目が覚めてしまう。毎日ニュースで南風と聞くたび憂鬱になる」。

このように、新ルートの被害は暮らし、仕事、健康など広範囲にわたっています。それだけではありません。

「家の中で窓を閉めていても響くものすごい音、圧迫感と心労。こうなると分かっていたら居住地の選択は変わっていた。子どももおり、転居は現実的でなく、心労がたまるばかり」。

「品川生まれなので、つい住居にしたいと思っているが、音がこのまま続くとなると、老後ここに住みたくないと感じ始めた」。

「賃貸マンションに住んでいます。便利な土地柄の割にまちの雰囲気は静かで落ち着いているところが気に入って選んだのに、全く印象が変わってしまった。次の更新の時期には転居する」。

このような、もう品川に住み続けられないという声まで多数寄せられているのです。

区の基本構想には「住み続けたいまち品川」と掲げていますが、区長は羽田新飛行ルートが引越したいほど耐え難い苦痛を品川区民に日々強いていることについて胸が痛まないのか伺います。

アンケートには、「反対だが、経済活性化のためには仕方ないのでは」の声もあります。しかし、羽田新ルートは、私たちの暮らし向上のための方策では決してありません。

羽田の国際便増便のため都心ルートを解禁、東京に人・モノ・金を一極集中させる新ルートは、安倍政権の経済政策の中心政策でした。しかし、「財界・大企業が潤えば国民の暮らしもよくなる」と庶民を犠牲にする規制緩和を繰り返してきたアベノミクスの7年8か月で、私たちの暮らしはよくなるどころか悪くなる一方、トリクルダウンの破綻は明らかです。

にもかかわらず、この路線は改めるところかますます強化されようとしています。東京都は、7月、国に要望書を提出。その重点項目のトップに「羽田空港の機能強化」を掲げ、これを将来のさらなる巨大インフラ・道路、それに伴う巨大開発実現への引き金として位置づけ、羽田空港アクセス線整備、1メートル1億円の外環道の整備促進、第一京浜の拡幅、3,200億円の日本橋の首都高地下化などを列挙。国に5本目の新滑走路建設と都心低空飛行のさらなる増便を求めたのです。

アンケートには、「コロナで減便なのに飛ばす必要があるのか」「今は減便だが通常に戻ったらどうになってしまうのか」の声も寄せられています。それどころか、将来の際限ない増便が狙われており、これに伴う住民犠牲もまた際限がないのです。

区の態度が問われます。6月議会で共産党の「なぜ新ルートに講義も反対もしないのか」との質問に、区は「国の経済の発展のための国策であり、一定の理解をしている」と答弁しました。

区は、羽田空港の国際便の増加が区民にとって具体的にどのような利点があると考えているのかお聞かせください。

区長は、新ルートによりこれだけ被害が出ているにもかかわらず、なぜ国に直ちに中止を求めないのか伺います。

次は、コロナ禍のもと、豪雨・水害対策の抜本的改善をの質問です。

まず初めに、さきの台風10号で亡くなられた方、被災された皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

各地で猛烈な台風や豪雨による被害が相次いでいます。今回は豪雨・水害対策、避難所の改善を中心に質問します。

避難所には、段階や役割に応じ、3つの種類があります。1つ目が、台風接近時など自宅での滞在が不安な方を受け入れる「自主避難施設」。2つ目が、避難勧告発令時に危険回避のため一時的に避難者を受け入れる「避難場所」。3つ目が、自宅の浸水や損壊等により避難生活を行う「区民避難所」です。

まず、危険回避のための一時的避難について伺います。

昨年台風19号では、区でも在宅が不安な方を受け入れる自主避難施設が小中一貫校やシルバーセンターで開設されましたが、多くの方はなじみのある小学校に向かい、混乱が生まれました。

迅速で安全な避難のため、水害時の自主避難施設の開設方針を住民に周知徹底することを求めますが、

いかがでしょうか。

目黒川の浸水区域外にある日野学園は、自主避難施設に現在も指定されたままです。また、土砂災害の危険が生じる豪雨時には当然浸水の危険もあるはずですが、土砂災害の避難場所にも指定されていません。

浸水区域内にある自主避難施設は対象から外すこと、土砂災害避難場所からも日野学園を外すことを求めますが、いかがでしょうか。

この間、全国の高齢者施設で逃げ遅れ犠牲者が出るケースも相次いでいます。避難に時間のかかる人がいる施設では、早めの避難の事前対策が不可欠です。

浸水ハザードマップの浸水区域内にある高齢者施設、障害者施設、保育園、幼稚園、病床のある医療機関の数をそれぞれ伺います。また、各施設で水害被害発生前のタイムラインの作成を進めるべきですが、いかがでしょうか。

次に、被災後の避難生活について伺います。

避難生活を送る区民避難所のうち10か所はハザードマップの浸水区域内にあります。日野学園など浸水区域内にある施設は、水害時の区民避難所からは外し、あらかじめ別の区民避難所を指定し、周知しておくことを求めますが、いかがでしょうか。

コロナ禍は、体育館で雑魚寝など、これまで難民キャンプ以下と指摘されてきた日本の避難所の質の問題もあぶり出しました。3密による感染の心配から避難を躊躇し、水にのまれるようなことはあってはなりません。換気とともに、間仕切りや簡易ベッドを備えることで距離を確保し、飛沫を防ぐなど、感染症対策含む環境改善は急務。必要な備蓄を考える上では、浸水被害を予想し、避難者数の想定も必要です。

水害時の避難者数を想定すること、間仕切りや段ボールベッドなど必要な数の備蓄を求めますが、それぞれいかがでしょうか。

また、コロナの下では分散避難、在宅避難も感染リスク回避の選択肢となり、その支援強化も求められます。寝たきりの家族がいるなど避難できない方もいます。災害対策基本法には在宅避難者への情報や生活物資等の行政支援が位置づけられていますが、ほとんど知られていないのが現状です。

在宅避難をしていることを届け出ることによって在宅避難者も支援を受けられることを周知すべきですが、いかがでしょうか。

以上、災害対策の強化について述べてまいりましたが、今や日本列島はどこでも激甚な風水害に見舞われてもおかしくない状況です。背景には加速する地球温暖化があり、この100年間に日本近海の平均海面水温は世界全体に比べて2倍上昇。気候変動への取組は待ったなし、他人事でない課題です。災害対策の抜本的拡充とともに、温暖化克服へ政治が本気で取り組めるかが問われています。日本共産党も全力を尽くします。

次は、大崎、大井町、戸越など各地であがる反対の声、これ以上の超高層開発と巨大道路は中止をの質問です。

品川区は、これまで1,600億円超の税金投入で超高層開発を推進、29号線はじめ区内3本の巨大道路も800億円の税金を投じて進めようとしています。

こうした行政が住民の暮らしや環境を壊してきましたが、今、区内各地から疑問と反対の声が上がっています。

先日、共産党区議団は、再開発事業の見直しを求める住民諸団体と懇談会を持ち、大崎、大井町、戸

越公園、武蔵小山の各駅周辺5団体が参加しました。

大井町C地区では、これまで東急を事務局として5回の勉強会が行われてきましたが、超高層ビルへの共同化を望まない多数の地権者が会を結成し、東急に手を引くよう公然と求める状況となっています。地権者からは、「ここに75年間住んでいる住人を追い出すのか」「地区内では建て替えも進み、防災を口実に再開発話が持ち上がった30年前当時と様子も大きく変わっている。高層ビルは必要ない」「苦勞して5階建てのビルを建て引っ越してきたのに、その後に再開発とはまるで詐欺だ」「景観、経済的弱者の排除、建て替え問題など課題の多い超高層マンションを次々と建てる再開発を行政が進めていくのは問題だ」などの声が上がっています。

大井町C地区は、地域住民の声を踏まえ、合意が取れない超高層の共同化を区は断念するよう求めますが、いかがでしょうか。

大崎駅西口F南地区は、小学校のすぐ隣に航空法目いっぱいの149メートル39階のタワーマンションを建てる計画です。既存の近隣再開発ビルとの複合日影により最後に残った日照も奪われる住民は、「39階は必要ない。住友不動産の利益のため住民を犠牲にするのか」と怒ります。

大崎駅西口駅前地区は、地区内5棟のマンション建て替え支援を理由に進められてきましたが、今になって「事業性の向上」を理由に、事務局の大成建設が、住宅等をなくしオフィス1棟案、地権者は地区外の開発マンションに移す案が示され、紛糾しています。開発企業の利益を優先し、地権者の地区内に住む権利すら認めないとは、前代未聞です。35年間この地で商売してきた地権者の方は、「行政は開発業者の味方なのか」と怒り心頭です。

住民合意のない大崎駅西口F南地区・駅前地区は、100%同意を得るまで手続を次に進めないよう区は準備組合に指導するよう求めますが、いかがでしょうか。

駅前地区の地権者が地区内で権利変換を受ける権利すら認めないとの案は、居住権や財産権を侵し、法の趣旨にすら反するものではないのか伺います。

一方で、こうした開発促進の条件づくりになっているのが巨大道路です。

戸越公園駅周辺では、29号線道路を前提に区・都、そして大成建設・東急が進めてきた超高層開発に、住民が反対ののぼりを立てました。また、戸越では、29号線沿道に大成有楽不動産が8階建てマンション建設を進め、問題になっています。周辺に3階しかない住宅地になぜ8階が可能になったのか。区が、道路完成を前提に、先行して容積率の緩和など高層化を促すルール変更をしたからです。ある29号線用地にもかかる近隣の方は、「影も形もない道路を前提に地域環境を壊す建物が建てられるのはおかしい」「自分は買収には応じないからこの道路は絶対に完成しない。完成しない道路は廃止し、虫食いの買収用地は防災広場に転用すべきだ」と訴えます。

区が進める29号線が周辺の高層化を促し、公園も削るなど、地域の環境を壊していると思わないのか伺います。

コロナでは、自己責任で医療、福祉など社会保障を削ってきたこれまでの脆弱な社会の在り方が問われました。住民を苦しめる超高層や巨大道路を莫大な税金投入で進める従来型の政治もこのままでよいはずがありません。

不要不急で住民が反対する超高層開発・巨大道路事業は見直し、税金は思い切ってコロナ対策にこそ充てるべきです。いかがでしょうか。

最後は、コロナによる子どもへの不安やストレス、学びの遅れ、今こそ少人数学級の実現で手厚く柔軟な学校教育をの質問です。

コロナ禍は、区内小中校生の学や心身に大きな影響を与えています。突然の一斉休校で友達と会えなくなりました。休校中の勉強は事実上家庭に丸投げとなり、保護者から学びの遅れや格差の心配も寄せられています。

学校再開後も、修学旅行や遠足、運動会など行事の縮小・中止。感染予防のため、会話も距離を取るようになるとわれ、給食中は前を向いて無言で食べます。マスク着用で表情も分かりづらくなり、新しいクラスでの友達づくりにも苦労が伴いました。3か月以上に及んだ休校での学習を取り戻すため、夏休みは短縮、7時間授業、スピードも速まり、子どもはへとへとです。

ある区立小4年生の子どもにお話を聞きました。「学校が始まって勉強はどう」と聞くと、「1つの単元にかかる時間が短くて、すぐテストになる。前の単元を覚えられていないのにテストが始まってしまい、つらい。ついていくのが大変」。「生活については」と聞くと、「学校の行き帰りも、20分休みも、マスクはつけないといけない。友達とおしゃべりする際も近づき過ぎないようにと言われるので、みんな前よりあんましゃべんなくなった」と話します。今、子どもにとって学校は、コロナで受けたかつてないストレスや不安が受け止められ、安心して学べる場になっているのでしょうか。心配です。

ただでさえふだんから品川区は国を上回る授業時間で詰め込んできました。休校明けも、区独自に「今年度中の年間指導計画は今年度中に終え、授業・目当てを達成するように」「標準時間数にできる限り近づける」との方針を出し、現場を追い込み、可能となった7時間授業は、学校によっては小2から実施されています。しかも、授業こま数の確保が厳しい中、学校再開後すぐに十分な学習の手当てもないまま学力テストを実施しました。

学力定着度調査は、むしろ中止すべきだったのではないのか伺います。

一斉登校再開後の重過ぎる子どもの負担を軽くするため、以下2点求めます。

小2からの7時間授業の実施はやめること。

重視すべき部分、省略できる部分など、単元の精選を早急に行うこと。また、その際は、現場教師も含めて議論を経て行うこと。それぞれいかがでしょうか。

手厚く柔軟な教育環境を整えるためにも、教室の3密を避け感染から子どもを守るためにも、今こそ少人数学級が必要です。1教室20人では最低1メートルはクリアできますが、40人では1メートルも確保できないと文科省も認めています。

7月、全国知事会・市長会・町村長会、さらに小中高校および特別支援学校の校長会会長は、相次いで少人数学級の実現を文科大臣に要望。政府の「骨太の方針」にも「少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について検討」と盛り込まれました。

全区立小中学校および義務教育学校を20人学級にするのに新たに必要な教室数・教員の人数を伺います。

区長と教育長は、習熟度別学習など教科や場面に限った少人数指導ではなく、少人数学級の実施について賛成なのか、それとも反対か伺います。

6月の分散登校で、品川の子どもと保護者、教師は、少人数による学校生活を体験することになりました。教員からは、「今この子は分かっているのか分からないのか、顔を見ればよく分かる。少人数のよさを実感した」「不登校ぎみだった子も登校してくれた」などの声が届いています。

分散登校時の経験も踏まえ、40人より20人学級のほうが子どもにとってよいと思わないのか伺います。

子どもに手厚く柔軟な学びの場の提供という点からも、コロナ感染症対策からも、一刻も早く区独自に少人数学級に踏み出すよう求めますが、いかがでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、再開発等に関するご質問にお答えを申し上げます。

まず、大井町駅周辺開発についてですが、大井町駅北東の「C地区」では、地元有志の権利者の方々によるまちづくり勉強会が開催されております。安全・安心で活力のあるまちづくりが地域主体で進められるよう、区といたしましても様々なご意見を受け止めながら支援してまいります。

次に、大崎駅西口周辺開発についてですが、現在、大崎駅西口周辺では、2地区で権利者の方々を主体とした再開発準備組合により、再開発事業に関する検討が行われております。区では、準備組合に対し、権利者の皆様のご希望や生活再建等に十分配慮して進めるよう指導しているところであります。今後も引き続き、権利者の皆様への丁寧な説明と、一人でも多くの方のご理解とご同意をいただける事業となるよう指導・助言してまいります。

次に、都が進める補助29号線は、発災時の火災延焼を防止するとともに、緊急車両の通行など防災性の向上と交通の円滑化の観点から重要な道路であります。燃えないまち、燃え広がらないまちを早期に実現するために、都と連携し、沿道の不燃化など防災性の向上に向けた取組を進めてまいります。

最後に、開発等の見直しについてですが、区は防災性向上をはじめとした地域課題を解決するため、再開発事業などを推進しております。これらのまちづくりに関する事業は、地域の将来像を見据え、地元の皆様と一丸となって議論を不断に積み重ねていくことが不可欠な事業であります。区といたしましても、社会情勢の変化を捉えつつ、地域と共に一歩ずつ着実に事業を推進してまいります。

その他のご質問等につきましては、それぞれ担当の部署よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、地域の声と区の受け止めについてですが、4月の本格実施以降、これまでに落下物や騒音、機体の見え方などに対する約150件の声が区に寄せられております。区は、こうした声を国に届け、落下物対策や騒音軽減策の実施を求めてまいりました。今後も引き続き、地域の皆さんの声をしっかりと国に届けるとともに、より一層の騒音軽減や落下物防止の取組を国に求めてまいります。

次に、国際線増便による区のメリットについてですが、国は首都圏空港機能強化の経済効果を示し、その必要性を国際競争力の強化と首都圏や地方の成長と発展のためとし、インバウンドの増加は都内地域の活性化につながるものとしています。

次に、国の事業の中止を求めることについてですが、本事業は国策であり、国の責任において実施されるものでございます。

区は、平成26年に新飛行ルート案が示されて以降、区民の立場に立ち、一貫して国に対し、区民の不安の払拭に向けた取組や、丁寧かつ具体的な説明を強く求めてまいりました。本格運用開始以降も、落下物対策や騒音軽減に向けたさらなる取組を求めてきており、令和2年5月20日には、区長が国土交通省を訪問し、大臣に宛て新経路を固定しない取組の実施を要望し、検討会が設置されました。区としましては、早急に具体的な方策が示されるよう国に働きかけていくとともに、落下物対策や騒音軽減に向けたさらなる取組について国に強く求めてまいります。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、風水害対策についてお答えいたします。

避難施設につきましては、原則として浸水想定区域外に指定しておりますが、避難する方の移動距離

や施設の位置関係などにより、やむを得ず浸水想定区域内に指定しているところもあります。万が一浸水の可能性が高いと判断される場合には、当初から開設しないことや新たな施設へ移送することで対応いたします。

また、区民にとってより安全な避難施設とするために、現在、浸水区域内にある自主避難施設や避難場所については、指定の是非や指定の考え方などについて検討を行っているところであります。一方、区民避難所は、首都直下地震を想定して、あらかじめ指定している施設であり、風水害時は、自宅で生活することができなくなった被災者が発生した場合に、これらの区民避難所の中から浸水状況を確認した上で安全な施設を指定するため、危険な箇所には開設することはありません。

次に、浸水区域内の要配慮者利用施設についてですが、今年度、水防法に基づき所在地などの精査を進めているところであり、現時点では正確な数を含めて調査中であり、今後、浸水区域内にある施設に対しては、タイムラインを含めた避難確保計画の作成支援を行うこととしております。

次に、風水害時に必要な備蓄についてですが、区では、昨年台風第19号の際の区内の避難者数である584名を参考にして、現在、その2倍の被害者に対応できるよう、簡易間仕切りなどの避難生活改善の資機材の導入を検討しております。

次に、在宅避難者に対する支援についてですが、食料などの物資配布が主体であり、配布は避難所で行うことを基本に周知を考えております。

〔教育次長齋藤信彦君登壇〕

○教育次長（齋藤信彦君） 私からは、教育についてお答えします。

まず、学力定着度調査についてですが、経年で児童・生徒一人ひとりの学力の定着状況を把握し、教員が個々の児童・生徒の指導に生かすとともに、授業改善を図ることを目的としており、9年生の進路選択にも重要です。

また、出題は前の学年の内容で、特に本年度では、臨時休業期間における学習状況を確認し、分析することで、効果的な学習指導を行うことができます。

今後も学力定着度調査は着実に実施いたします。

次に、7時間授業についてですが、国の通知を基に1こまの時間を5分から10分短くするもので、延長になる時間は1日15分程度です。また、学校では、休み時間を長くしたり、下校が遅くならないようにしたりするなどの配慮をしております。

次に、単元についてですが、各学校は、「区立学校版感染症予防ガイドライン」に基づいて、学習の狙いを明確にして内容を精選し、指導方法を工夫して進めております。教育課程は、そもそも各学校で編成するもので、議員ご指摘の現場教師の考えについては十分反映されているものと認識しております。

次に、全区立学校を20人学級にするために必要となる教室数と教員数ですが、単純にどちらも2倍は必要となります。それだけではなく、教科担当教員の増員や特別教室の増設、給食の備品などに負担が生じます。

次に、少人数学級の評価についてです。学校では、それぞれの教育活動の場面や児童・生徒の状況に合わせて、学級の規模に応じた指導を行うことが重要です。そのため区では、独自に講師や指導助手を配置することによって、大人数であっても少人数であっても効果的な学習が展開できるよう体制整備を行っております。

当区のみならず、首長、教育長は、人口動態、学校施設の状況や配置、財源などの諸条件が異なる中でそれぞれ最善を尽くしており、殊さら少人数学級について賛否を明らかにする考えはありません。

次に、40人学級と20人学級の比較についてですが、双方にメリット・デメリットがあり、学級における児童・生徒数は法律や都の定めにとりあって対応すべきものと考えております。

最後に、少人数学級への取組ですが、引き続き国や都の基準を踏まえ対応してまいります。

○安藤たい作君 自席より再質問します。

まず、羽田です。声を国に届けると言いますが、それはただの伝言役。区の意味はないのでしょうか。私は区長に区民の悲鳴を聞いて胸が痛まないのかと聞きましたので、ご答弁いただきたい。それと、いろいろ求めてきたと、検討会も設置されましたと言いますが、肝心の新ルートへの反対表明、ルート変更を求めること、これはやはり口が裂けても言いません。やっているかはもう結構です。「区民の立場に立ち」と言いました。それであるならば、反対表明とルート変更を求めることこそやるべきではないでしょうか、伺います。

水害対策については、様々な見直しや検討中ということですが、今は9月、来週明けにも巨大台風が来るとも限らないので、切迫感を持って取組を加速させるよう強く要望します。

開発・道路ですが、私は具体的に聞いたつもりです。C地区では超高層の断念を、2、大崎西口では100%同意を得るまで進めないようにと指導を求め、また、地権者の残留すら認めない駅前地区は法の趣旨に反する計画ではないかと聞きました。それぞれもう一度お答えください。

最後に、少人数学級ですが、賛否を明らかにする考えはないとおっしゃいましたが、現場も今このよさを実感して、全国市長会、校長会も求め、大臣も前向きな姿勢を示しているのに、考えを示すことすらできないとはあまりに情けないんじゃないでしょうか。コロナ禍の下、子どもの現状を考えれば、当然、品川区としても求めていくべきですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

○都市環境部長（中村敏明君） 安藤議員の羽田空港の機能強化の再質問についてお答えいたします。

初めに、区民の声とそれに対する区の受け止めでございます。それと、あとは賛否というところでございます。

まず初めに、令和2年3月29日、新ルート、本格実施されました。これ以降、様々なご意見をいただいております。こうしたご意見に対し、区としまして真摯に重く受け止めております。いただいたご意見を国に届けることと併せまして、区として、これまで国に対し、騒音や落下物——これはいただいた意見の中で比較的多い意見でございますけれども、騒音や落下物等の環境影響に対する軽減策を求めまいりました。

こうした中で、賛否というところでございますけれども、区としましては、ルートを固定化しない取組、こういったものを求めているというところでございます。これは、国が検討会を設置いたしましたけれども、検討会の設置に際しまして、国は関係自治体から固定化回避の要望があること、また最近の技術革新の進展を踏まえて検討するとしております。したがって、賛成・反対ということではなく、まずはこの基本的なルートの固定化の回避に向けた検討、これを国にさせていただいて、区としてはそれを注視していくということが大事ではないかというふうに考えております。

[都市整備推進担当部長末元清君登壇]

○都市整備推進担当部長（末元清君） 安藤たい作議員の再開発に関する再質問に対してお答えいたします。

再開発を含めましたまちづくりについては、区のまちづくりに関する指針等を踏まえ、ご当地の権利

者の方々がお住まいのまちをどのようなまちにしていきたいかをしっかりと議論され、それを共有し、理解と協力をもって進めていくことが必要不可欠であり、大前提でございます。区としては、関係権利者間の協議が適切に進められるよう指導・助言してまいります。

また、100%同意を求めるべきでないかというご意見もございました。再開発組合の認可に当たりまして、法令では所有権または借地権を有する者のそれぞれ3分の2以上の同意とされております。しかし、将来にわたって住み続ける上でも、その要件に満足せず、一人でも多くの方のご理解とご同意をいただける事業となるよう区として指導・助言してまいります。

〔教育次長齋藤信彦君登壇〕

○教育次長（齋藤信彦君） 安藤議員の再質問にお答えいたします。

品川区では、人口が急増するという中でも、1年生、2年生、7年生では35人学級ということで取組を進めております。少人数学級、大人数学級、それぞれメリット・デメリットがありますので、現行の体制の中で十分取り組んでまいります。

○安藤たい作君 自席より再々質問します。

まず、羽田ですが、検討会開催を区の成果のように言っていますけども、この検討会について問われた国は、こういう説明をしていますけど、現在の滑走路の使い方は変えず、前提にした検討だと述べているんですよ。これ、都心ルートの見直しを検討する検討会じゃないんです。区は、国にルート変更をですよ、ルート変更を検討するようにと求める考えはあるんでしょうか、伺いたいと思います。

それと、区民の声の受け止めについては、区長、やはり最後まで自分の言葉で答えようとすらしないと。アンケートには、「区長には声を大にして反対してほしい」「意思を持たない区長は要りません」など、厳しい声も寄せられています。1人や2人ではありません。区長はこれでもこの区民の痛みの声に何か言葉はないんでしょうか、再度伺いたいと思います。

開発ですが、西口の駅前地区の法の趣旨に反する計画なんじゃないですかということに答弁がないので、お聞かせください。

それと、先ほどから地域主体と言いますが、現地では何が起きているかと。紹介したように、あちこちで地域住民からも地区内の権利者からも計画を見直すよう住民運動が起きている。現実を直視していただきたい。住民の声を真摯に受け止め、これ以上の超高層開発はやめるべきですが、いかがでしょうか。

最後に、学校です。子どもたちの豊かな教育環境の整備に責任を持つ区教委が、今求められている少人数学級導入に前向きな答弁一つできないとは、区民、保護者もびっくりだと思います。改めて区はなぜ国に少人数学級を求めないのか理由を伺いたいと思います。そして、区独自に少人数学級に努力すべきです。いかがでしょうか。

以上です。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 羽田空港機能強化についてお答えいたします。

初めに、区が求めてきた固定化回避の内容についてですけれども、これは特定の個別の方法ということではなく、個々の検討内容は国が決めるということで考えております。国としましては、この検討に際しては技術革新の進展を踏まえた検討内容というところがございますので、これはやはり国の責任において検討すべきというふうに考えております。

次に、区民の声についてですけれども、これは、区としましても、やはり区民の安全・安心の確保が

最重要ということを考えながら、これまで国に対して様々な要望をしてまいりました。その中で、落物、騒音、こういった環境影響に対すること、また根本的にはこのルートを固定化しない、こういった様々な方法について区民の声をしっかり国に届け、また区としてもしっかりと国に対して要望すると、この2つの方法を取ってまいりました。これからもやはり同じように区民の皆様の声を真摯に受け止めて国に伝えるとともに、区としましても国に対してしっかりと区の考えを伝えていくという所存でございます。

以上でございます。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 安藤たい作議員の再々質問にお答えいたします。

再開発を含めましたまちづくりにつきましては、ご当地の権利者の方々がお住まいのまちをどのようなまちにしていきたいかを住民の方々が本位になってしっかりと議論され、それを共有し、理解と協力をもって進めていくことが必要不可欠でございます。法の趣旨に反するといった議論をする以前に、区としては関係権利者間の協議が適切に進められるよう指導・助言してまいります。

〔教育次長齋藤信彦君登壇〕

○教育次長（齋藤信彦君） 安藤議員の再々質問にご答弁申し上げます。

少人数学級ということではなく、少人数編制の要望をさせていただいております。これは何かと申しますと、先ほどご答弁させていただいたとおり、加配と申しまして、都から教員が配置される場合、2人の教員が指導するだけではなく、区では、配置されない場合は、区独自に講師や指導助手を採用いたしまして、複数の目できめ細かく対応しているところでございます。引き続ききめ細やかな対応で教育活動を実践してまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で安藤たい作君の質問を終わります。

次に、筒井ようすけ君。

〔筒井ようすけ君登壇〕

○筒井ようすけ君 私、筒井ようすけは、品川改革連合を代表して、一般質問を行います。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々、また各種被害に遭われている方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、感染拡大防止と治療を行われている医療関係者等の皆様に感謝申し上げます。

1つ目の質問は、新型コロナウイルス対策についてです。

新型コロナウイルス感染拡大は、経済や国民生活に甚大なる悪影響を与えております。内閣府が8日発表した今年の4月から6月期の国内総生産（GDP）実質年率も28.1%減ということであります。まさに、戦後最大の危機、世界恐慌以来の危機となっております。そして、こうした不況は少なくとも数年続くと言われております。

当然、品川区の経済、区民生活、そして教育の分野にも甚大なる悪影響が及んでおります。区としても、そうした悪影響を最小限に抑えるべく、必要な対策や支援を打つべきだと考えます。

風評被害対策もそのやるべき1つです。

過日、東大井五丁目でクラスターが発生しました。そのことがマスコミで大きく報道されたため、その周辺地域はもちろん、広く大井地区、品川区にある飲食店等の事業者に対しての、「そこに行けばコロナに感染するかもしれない」といった過度な不安の蔓延、風評被害を招いております。そのため、飲食店を中心に区内事業者の売上げが大幅減という大打撃を受けております。

そこで、東大井五丁目地域など、品川区内の商店街や飲食店の皆様が自らこうした風評被害を払拭しようと、地域のコロナウイルス感染に対して「安全・安心」をPRする取組を行おうと立ち上がってきております。

品川区においても感染防止と経済活動の両立が必要と考えます。

区としても、こうした商店街や飲食店の取組と同様に、積極的に風評被害払拭の活動を行うべきであり、また、こうした商店街や飲食店の取組の支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、具体的には、区長が先頭に立って、8月11日に五反田駅東地区で行ったように、東京都の「感染防止徹底宣言ステッカー」のさらなる主な商業地域の飲食店等への周知活動、それら飲食店等が同ステッカーの発行条件となる感染防止対策の取組が適切になされているかを確認の上、この地域の商店街や飲食店は感染防止対策が十分になされているので「安全・安心」だということを広くPRをするべきと考えます。こうしたことで再びまちの活気を取り戻すべきと考えますが、いかがでしょうか。それぞれご見解をお聞かせください。

また、個人に対しての風評被害と言うべき事態が発生しています。

すなわち、コロナ感染者に対する差別や偏見、いじめです。社会生活や経営、就業活動にも多大な悪影響を及ぼしていると私も聞いております。

そうしたことがないように、本区としては、公表する必要性が著しく高い場合を除き、原則として感染者の個人情報には徹底して保護するべきであり、慎重な取扱いをするべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、感染者に対するいじめや差別、誹謗中傷、その他の人権侵害行為が行われないような取組を適宜かつ継続的に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。それぞれご見解をお聞かせください。

次に、休校等を余儀なくされ、生徒が通常時と比べて十分な教育を受けられなくなるなど、コロナウイルスは教育の面でも悪影響を及ぼしております。

そこで、コロナ禍にあっても、通常時の教育となるべく同等の教育を生徒に受けさせるために、ICTを活用した教育、オンラインでの教育が代替として必要不可欠だと考えます。

そのためには、生徒はもちろん、教員のICT教育支援、ICT環境の運用管理といった学校におけるICT活用を支援する専門家であるICT支援員の存在、充実さが非常に重要であります。そのことは、ICT教育で先進的な取組を行ってきた荒川区のICT支援員経験者の方やPTA関係者からもお話を伺っております。

そこでお聞きします。品川区では、今後のICT教育のために、ICT支援員の確保や体制づくりはできているのでしょうか。また、教員のICT教育の研修などは行っていますでしょうか。それぞれお聞かせください。

そして、当然、ICT教育やオンライン教育の環境整備が重要です。この点につき、順次伺います。

通信の安定性のため、Wi-Fi回線を太くする必要がありますが、その整備はなされているのでしょうか。

また、生徒にとって有害なサイト等の閲覧を制限するなどのセキュリティ対策はなされているのでしょうか。

全生徒に配付される予定のタブレットの購入状況はどうなっていますでしょうか。

そして、オンライン教育のシステムは、ウェブ会議ツールのZoomを採用されているようですが、その理由と使用状況はどうなっていますでしょうか。一時、Zoomはセキュリティ上の問題点が指摘

されていましたが、その点は改善されているのかを含めてお聞かせください。

最後に、本区の今後のICT教育・オンライン教育の進め方、取組予定をお聞かせください。

新型コロナウイルスは、冒頭申したとおり、区民生活に多大な悪影響を与えております。本区では、事業者・法人向けの支援は融資斡旋等様々行っておりますが、個人向けの支援がそれと比較すると少なく思います。

したがって、勤労者を含めた直接的に個人を支援する方策を拡充すべきと考えますが、いかがでしょうか。

特に個人の大きな負担、ランニングコストである住居費の支援をすべきと考えます。現在の賃貸居住者に限っている「住居確保給付金」のような支援を住宅購入者にも行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

この点、国が進めようとしている住宅ローン減免措置の動向を注視し、多くの区民にとって利用しやすいような制度にするよう区からも働きかけて連動すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、即効性のある経済支援、生活支援は引き続き必要です。

さらなる給付金などの個人支援および事業者向け支援の拡充の予定はありますでしょうか。当然、本区だけでは限界があるので、国へ財政出動の要請を行うべきですが、いかがでしょうか。それぞれご見解をお聞かせください。

一方で、本区の財政が保っていけるかどうかは、行政としてしっかりと見ていく必要があります。

具体的には、本区では「しながわ活力応援給付金」の支出のため財政調整基金が使われましたが、もともと約200億円あった財政調整基金のうち、当該給付金で約135億円、その他の用途で約43億円が使われ、その結果、基金残高は約22億円であると認識しております。

この財政調整基金の残高約22億円の状況で、さらなるコロナ感染拡大や首都直下型地震等の大規模災害による区内経済の悪化の事態に、本区の財政状況で対応できるのでしょうか。

また、来年度以降、コロナ不況と言える経済の悪化で、区民等の収入が減ることによる住民税の減少が予想されます。

コロナ不況は数年続くと言われておりますが、こうした来年度以降予想される住民税の減収にどう対応されるのでしょうか。それぞれご見解をお聞かせください。

2つ目の質問は、受動喫煙・ポイ捨て対策についてです。

まず、「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行が今年の4月1日から始まっております。脳卒中、心疾患、肺がんをはじめ、もはや万病の元となっているたばこの煙。それを吸い込ませない、望まない受動喫煙の防止、国際標準規制の実現、人生100年時代における健康寿命の延伸、ひいては社会保障制度の公平かつ適切な維持のために、東京都受動喫煙防止条例の実効性担保、確実な履行は必要不可欠です。

新型コロナウイルス感染拡大の問題ばかり注目されがちですが、こちらも忘れてはならない重要な問題です。

そこで、4月1日の全面施行から約5か月以上過ぎましたが、区民からのお声・ご意見はありましたでしょうか。

また、条例違反の状況、取締りの状況はいかがのでしょうか。

また、条例の履行・違反状況に対して、コロナウイルス感染拡大の影響はありますでしょうか。

一方、都条例に反動してか、公道などでたばこを吸ってその吸い殻を他人の敷地内等に捨てているということも起きております。また、マンションなどの共同住宅内でも、近隣住戸のベランダにたばこ

の吸い殻が捨てられるという事態も起きております。いずれも火事につながる危険な行為でもあります。

こうした行為は、本区の「品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例」で取り締まれるものは、さらに強化して取り締まっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、歩行喫煙とポイ捨て防止の広報・啓発活動の強化を行うべきと考えます。特にマンション等の共同住宅内でのポイ捨て防止については、直接の行政の取締りは困難なので、広報・啓発活動の強化で防いでいくことこそが重要な方策だと考えますが、いかがでしょうか。

そして、喫煙はコロナウイルス感染や重症化リスクを高めるということが、WHOやアメリカ疾病予防管理センター、ヨーロッパ疾病予防管理センターなどの国際専門機関から、また日本においても、日本禁煙学会、日本呼吸器学会、東京都医師会などからの専門機関の報告・声明で分かってきました。

これを機に喫煙者の方々は禁煙をしていただいたほうがよいと考えます。行政、自治体においてもさらなる禁煙の推奨を行うべきと考えます。

実際に、例えば千葉県では、「新型コロナウイルス感染症の重症化リスクと喫煙について」というページを県のホームページに掲載し、禁煙スタートを推奨しております。

本区でも、禁煙支援と合わせながら、コロナ感染拡大防止、重症化防止のため、これを機に禁煙の推奨の取組を積極的に進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。以上、それぞれお聞かせください。

3つ目の質問は、羽田新ルートについてです。

今年3月29日から羽田新ルートの本格運用が始まっております。

しかし、このコロナ禍で、移動制限や観光需要の激減から、航空機の減便も大きく行われている状況です。

ただ、こうした減便にもかかわらず、なぜか飛行するコースは都心上空・品川上空を通過するという羽田ルートのままです。

コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務、テレワークが推奨されたため、羽田新ルートの時間帯にご自宅にいて、仕事中に初めて飛行機の騒音を感じたという方が増えてきております。やはり「うるさくて仕事にならない」「圧迫感を感じる」といったお声を頂戴しております。私が以前に議会での質問において「ご自宅でお仕事をされているときに飛行機の騒音を浴びることになり、お仕事にも支障が出る。この新飛行ルートは経済活動にもダメージを与え、在宅勤務推進時代に完全に逆行している」と指摘してきたとおりの事態となっております。

今までこの羽田新ルートに対して無関心で抗議の声を上げてこなかった方々が、実際のルート運用で自らその騒音を体感したことにより、次々と怒りと不満の声を上げるようになってきました。

また、騒音でうるさいため、コロナ感染防止対策の窓を開けての「換気ができない」というお声も頂戴しております。これは非常に深刻な問題です。

こうした羽田新ルートの運用について、区民の方から理由を問われても、従来は東京オリンピック・パラリンピックのため、観光立国推進のためということを理由として説明できましたが、先ほど述べたように、コロナ禍により、オリンピック・パラリンピック開催の延期と観光需要激減で、そうした理由を述べることはできません。なぜ必要がないのに飛んでいるのか区民に説明ができず、私も困っております。

まさに羽田新ルートは不要不急で需要がないのに区民に迷惑をかけながら飛んでいるという、極めて理不尽、不合理なことが行われていると言えます。

落下物、墜落のリスクも依然としてあります。一日も早く見直しをされ、固定化が解消され、品川上

空を通過するルートはなくなるべきだと考えます。

さて、品川区独自で羽田新ルートの飛行機による騒音測定をしているはずですが、その結果がいまだ公表されていません。

国の区民に対する事前の説明と異なる騒音結果が出た場合は、国の説明義務違反となり、厳しく追及すべきものであり、そのための重要な数値です。

いまだ本区独自の騒音測定が公表されていない理由をお聞かせください。

また、測定結果の公表時期はいつになりますでしょうか。お知らせください。

次に、国が「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」を開催することになりました。これは評価いたします。

ただ、間違っても、結局、対案が見つからなかったとして、引き続き変わらず羽田新ルートの運用をするといった「ゼロ回答」はやめていただきたいと考えます。

そこで、この検討会の開催と、現在およびここ数年は続くコロナ禍は、新ルートの固定化回避という点では、一層のチャンスと言えます。

固定化回避を国に要望している品川区からも積極的に対案を示すべきと考えます。

現在、実際に羽田空港で運用されている東京湾沿いを回る南風時23時から6時の深夜早朝時間帯の飛行ルートの活用と管制運用の改善などで固定化回避は可能と伝えるべきですが、いかがでしょうか。

また、羽田新ルートは、品川区長期基本計画にも反映されているとおり、本区もその達成をめざす、国連で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）に反するものと国に伝えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

すなわち、SDGsの17目標のうち、明らかに飛行機の騒音や低周波は「健康的な生活確保」という目標3に反する、落下物や墜落のリスクは「安全な都市・人間居住」という目標11に反する、飛行機の二酸化炭素（CO₂）排出、窒素酸化物（NO_x）排出は、気候変動に悪影響であり、「気候変動の軽減」という目標13に反すると考えますが、いかがでしょうか。

本当にこれからの時代に多くの人たちが住んでいるまちの上を大きな飛行機が飛び交う光景はふさわしいものなのかどうか、いま一度しっかりと考えるべきです。

もはや、羽田新ルートは、一部地域の単なる騒音問題を超えて、地球環境問題、国際問題と言えますが、ご見解をお聞かせください。

以上で、私、筒井ようすけの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、個人向け支援の拡充や財政運営等についてお答えを申し上げます。

まず、個人向け支援の拡充ではありますが、区では、独自の取組である全区民を対象とした「しながわ活力応援給付金」を実施しており、個人向けのさらなる給付金を実施する予定はございません。引き続き、感染拡大防止や検査体制の確保等、区民の身近な基礎自治体として行うべき施策に、国や都からの財政支援も活用しながら取り組んでまいります。

次に、今後の財政運営についてですが、例年にも増して創意工夫を図り歳入確保に努めるとともに、マイナスシーリングの導入や、優先順位を見極めた施策展開などにより、計画的な財政運営に努めてまいります。

その他のご質問等につきましては、それぞれの担当部署よりお答えを申し上げます。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

○**地域振興部長（久保田善行君）** 私からは、新型コロナウイルス対策のうち、商店街等の取組と人権についてお答えします。

初めに、商店街への支援についてですが、区は、品川区商店街連合会と連携し、区の販路拡大支援助成の周知や、東京都の感染防止徹底宣言ステッカーの普及啓発に努めてまいりました。

飲食店等の感染防止対策の確認については、東京都が直接商店街に出向き行っていますので、区が実施する考えはありません。

今後も、国としては商店街等と連携しながら様々な取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染者に対する人権への配慮についてですが、まず、個人情報保護の取扱いには慎重を期し、業務上必要な範囲に限って感染情報を取り扱っているところです。

今年度作成の人権尊重都市品川宣言のチラシ解説面には、感染症等に対する偏見や差別をなくす項目を追加し、ホームページ上でも周知啓発を図っています。

今後とも、人権への配慮については、ホームページ等による正しい情報に基づいた冷静な行動を取ることへの理解を促し、周知してまいります。

〔教育次長齋藤信彦君登壇〕

○**教育次長（齋藤信彦君）** 私からは、ICT教育についてお答えいたします。

まず、ICT支援員ですが、IT関連企業に委託し、支援員資格者が学校を巡回しております。現在は、学習支援ソフトや機器の利用支援、システム障害への対応が主な役割ですが、今後は、学習支援ソフトの活用事例の提供や操作スキル向上に向けて派遣回数を増やすなど、支援の拡充を図ってまいります。

次に、教員の研修ですが、10月以降、プレゼンテーションなど学習支援ソフトの操作や、活用事例を共有するための実践的な研修を実施いたします。

次に、Wi-Fi回線の整備については、今年度中に全校で増強工事を行うほか、児童・生徒数の多い学校等では、アクセスポイントの増設を順次進めてまいります。

次に、セキュリティ対策としては、これまでと同じくフィルタリングによりゲームや有害なサイトへのアクセスを禁止するほか、夜間・深夜の時間帯ではネットへ接続できない仕様としております。毎月のネットの閲覧容量を確認し、データ消費量等に問題がある場合には、児童・生徒、保護者を個別に指導いたします。

次に、タブレットの購入状況ですが、本年10月初旬にリースでの契約を予定し、12月から6・9年生に、その他の学年も来年2月中にタブレットを配付できるよう努力しております。

Zoomを採用した理由等ですが、まず、操作性や利便性、コスト面で優れております。使用状況としては、19校が2学期の始業式をリモートで開催したほか、保護者会や授業を試験的に実施した学校もございます。セキュリティについては、利用習慣データが外部に通知されるなどの脆弱性は、暗号化等で改善が図られたと認識しております。学校でもパスワードの設定や参加者を限定して運用いたします。

最後に、今後のICT教育の進め方等ですが、まずは児童・生徒、教職員がタブレットの操作、学習支援ソフトに慣れることから始め、その後、オンライン学習などICT環境を活用した教育活動を積極的に推進してまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○**健康推進部長（福内恵子君）** 私からは、受動喫煙・ポイ捨て対策についてお答えします。

初めに、東京都受動喫煙防止条例の全面施行後の区民からのご意見等ですが、喫煙状況を表示するス

テッカーが未貼付の店舗があるところのお声や、店舗の禁煙がまだ遵守されていないとの指摘など、都条例の全面施行による区民の意識の高まりを感じているところです。条例違反の状況等につきましては、現在までのところ、処分に至る事例はありませんが、法令への理解が不足している場合は、施設管理者に法令の趣旨を丁寧に説明し、改善が図られるよう粘り強く働きかけております。新型コロナウイルス感染症の影響は、緊急事態宣言下では、主に飲食店の休業により、利用者からの通報等は予想を下回っていましたが、6月以降は、店舗の喫煙環境の確認や区から禁煙の徹底について指導してほしいといった様々な要望が寄せられております。

次に、吸い殻の投げ捨てに対する取締り等についてですが、公道上での吸い殻の投げ捨ては条例で定める禁止行為であり、そのような行為を発見した場合には、生活安全サポート隊が指導・取締りを行っています。区民の生活環境や安全を守るため、引き続き取り組んでまいります。

また、マンション等の共同住宅内での吸い殻の投げ捨ては、条例による取締りの対象外ですが、ルール遵守やマナー向上を働きかける広報・啓発活動を行い、良好な生活環境の保持と快適で住みよい地域社会の形成に努めてまいります。

最後に、禁煙推奨の取組ですが、WHOからも、喫煙者は非喫煙者と比較して新型コロナウイルスへの感染で重症となる可能性が高いことなどが報告されております。今後は、区のホームページなどにより喫煙と感染症との関係について広報するほか、区の禁煙外来治療費助成金事業などを効果的に周知し、禁煙希望者を支援してまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、騒音測定についてですが、結果の公表には、測定値のうち航空機によるものだけを選別する必要がございます。このためには、運行実績データとの照合が必要であり、これまでデータの提供について国と協議を行ってまいりました。現在、公表に向けた作業を進めており、令和2年9月末より本格運用後の測定結果を順次公表してまいります。

次に、新経路の固定化回避についてですが、区はこれまでも固定化することがないように取り組むことを国に強く求めてきており、令和2年5月20日、区長が国土交通省を訪問し、大臣に宛て固定化しない取組の実施を要望し、検討会が設置されました。

国は、固定化回避の検討会にて、管制技術の進展を踏まえ、新経路の見直しの可能性を含め検討していくとしています。区としましても、検討状況を注視するとともに、早急に具体的な方策が示されるよう国に働きかけてまいります。

次に、SDGsについてですが、大気環境について、航空機の排出ガスに関する国際基準が定められており、今後、時期は公表されておきませんが、国において羽田空港周辺の大気環境調査が行われると聞いております。国は、引き続き騒音軽減や落下物防止の取組を可能な限り行うこととしており、SDGsに対する羽田空港機能強化の環境影響への評価も事業主体である国が行うべきものと考えます。区としましては、区民の不安の払拭に向け大気環境調査に注視していくとともに、引き続き落下物対策や騒音軽減に向けたさらなる取組について国に求めてまいります。

○筒井ようすけ君 それぞれご答弁ありがとうございます。自席より再質問をさせていただきます。

まず、個人向けの支援は今後には行わないというご予定というご答弁でしたけれども、非常に私、懸念されておりますのが、今後、企業や事業者の倒産とかが今年の冬ぐらいに増えてきてしまうと。そうすると、事業者支援や法人の支援だけじゃ足りなくなってきて、いよいよ個人の方が生活に苦しむという

ような状況になってくるのかなと考えております。ぜひ、そうしたことに對しましては、柔軟に区としても個人向けの支援、当然財政の問題はありますけれども、国や都に働きかけて、そうした個人の方が困窮しないような取組を行っていただきたいんですけども、その点お考えはどうかお聞きをいたします。

また、商店街のクラスターの件なんですけれども、もう一度区長がリーダーシップやその発信力を生かしまして、やはり経済というのはマインドですから、区長がしっかりと支えるということを宣言することで、非常に商店街の皆様、またお客さんとなる区民の皆さんも心強いのではないかなと思っておりますので、いま一度そうした、8月11日のような取組を行っていただきたいんですけども、その点はいかがお考えでしょうか。

また、羽田新ルートなんですけれども、注視されるといったようなご答弁がありましたけれども、やはり注視だけではなくて積極的にこちらもいろんな情報収集をして、国……

○議長（渡辺裕一君） 質問をまとめてください。

○筒井ようすけ君 国とのやり取りの中で、積極的にこうした議会の声とか区民の声、国に届けていただきたいと思いますんですけども、その点、改めていかがお考えでしょうか。お願いします。

〔企画部長堀越明君登壇〕

○企画部長（堀越明君） 筒井議員の再質問にお答えをいたします。

個人向け支援についてでございますが、先ほど答弁を区長から申し上げましたとおり、実施する予定はございません。ございませんが、区といたしましては、この令和2年度の当初予算の同時の補正という形での補正予算をはじめ、ここまで感染拡大防止、それから検査体制の確保、個人の生活の支援、区内中小企業者の支援など、様々幅広く実施をしてきたところでございます。今後もこういう姿勢を持ってやっていくというのがまず1つでございます。

それから、国や都の動向を見ながら、また課長会、部長会、それから区長会等においても、国や都への様々な要望についてもしっかりと上げていきたいと思っております。1つ例を挙げますと、地方創生臨時交付金などにつきましても、区長会から国のほうに要望を上げて、今回、第2次の補助金については増額となったというような経緯もございますので、そういったものも踏まえながら、しっかりと区として対応を行っていきたく、このように考えているところでございます。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

○地域振興部長（久保田善行君） 私からは、商店街等への支援についてお答えいたします。

商店街等の支援につきましては、これまでも商店街連合会や各商店街と連携しまして、感染防止徹底宣言ステッカーの普及啓発等を行ってきたところであります。さらに、隣接する商店街等でも連携・協力しながら独自の取組を進める地域もありますので、引き続き私どもはこうした要望等をお聞きしながら各商店街の活動状況に合わせた支援を進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 羽田新飛行ルートについてですが、区としてこれまで国に対し様々要望しておりますが、国としても検討には一定の期間が必要なこと、これは区としてもやむを得ないと考えます。ただ、その間も区民の皆様から様々ご意見をいただきますので、こういった意見を国に伝えるとともに、区としても早急に具体的な案が示されるよう常に働きかけを行っていきたくというふうに考えております。

○筒井ようすけ君 ご答弁ありがとうございます。

ぜひ区長会を通じての国への、これは本当に、経済が本当に死んでしまう前に積極的な財政出動を求めていただきたいと考えております。また、商店街への取組もぜひよろしくお願い申し上げます。

それで、そうしたことを区はしっかりやられていると思うんですけれども、それがやっぱり区民の方になかなか届いていないのではないのかなと考えております。ですから、そうした施策をやっているということをさらにもう一回はっきりと区民の方向けに発信をしていただければ、区民の方も心強いのかなと思っていますので、その発信について、広報に関係すると思うんですけれども、その点いかがお考えでしょうか。

また、羽田新ルートですけれども、ぜひ、固定化回避、要望しておりますので、そのやり取りというのも議会にしっかり公表していただきたいんですけれども、その点いかがお考えでしょうか。お願いします。

〔企画部長堀越明君登壇〕

○企画部長（堀越明君） 再々質問にお答えをいたします。

区では様々な施策を行ってございますので、ホームページですとか、それからふれあい掲示板ですとか、様々な媒体を利用して周知に努めてまいりたいと考えてございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

固定化回避に向けた国の検討につきましては、これから検討会において様々な検討がなされると思いますが、こういった内容につきまして、区として情報を得た場合には、適宜議会の皆様にご報告いたしますとともに、区民の皆様にもそれぞれ情報が伝わりますよう、これは国に対して情報の提供、あるいは公開を求めてまいりたいと考えております。

○議長（渡辺裕一君） 以上で筒井ようすけ君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくものとして、令和元年度財政健全化判断比率報告書、品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項の規定による債権の放棄について、監査委員から、令和2年5月から7月までの各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

次に、日程第2から日程第7までの6件を一括議題に供します。

日程第2

第57号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

日程第3

第58号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第59号議案 品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第60号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第61号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

第62号議案 第二戸越幹線整備工事（北品川立坑）請負契約の変更について

○議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第57号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例について。

法案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえ、印鑑の登録資格を見直すほか、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第58号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、居宅訪問型保育事業の対象を明確にするため、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第59号議案、品川区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援事業所における管理者の要件の特例を定めるほか、当該管理者の要件に係る経過措置を延長するものであります。

本条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

次に、第60号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、魅力とにぎわいのある安全で快適な都市空間の形成を図るため、東五反田二丁目第3地区地区計画を決定したことに伴い、当該区域内における建築物の用途、容積率等に関する制限を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第61号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、介護補償の額等を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第62号議案、第二戸越幹線整備工事（北品川立坑）請負契約の変更について。

本案は、令和元年第2回定例会で本契約の議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（北品川立坑）請負契約におきまして、本件工事によって発生した泥土について、受入れ施設を追加する必要が生じたことなどによる契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を7億9,530万円から9億9,510万4,000円に改めるものであります。

以上で6議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

日程第2につきましては区民委員会に、日程第3および日程第6の2件につきましては文教委員会に、日程第4につきましては厚生委員会に、日程第5につきましては建設委員会に、日程第7につきましては総務委員会にそれぞれ付託します。

次に、日程第8を議題に供します。

日程第8

第56号議案 令和2年度品川区一般会計補正予算

○議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第56号議案、令和2年度品川区一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止を一層強化するとともに、地方創生臨時交付金を幅広く活用し、区民生活の安定化、新しい生活様式での地域経済活性化のため必要となる経費を対象に編成するものであります。

補正額は、歳入歳出とも17億8,848万円を追加し、総額を2,502億9,323万1,000円とするものであります。

歳入、第13款国庫支出金は9,900万円の増額で、主なものは、学校保健特別対策事業費補助金の追加であります。

第14款都支出金は13億157万8,000円の増額で、主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加であります。

第16款寄附金は70万円の追加、第17款繰入金は3億8,720万2,000円の増額で、財政調整基金繰入金の追加であります。

続いて、歳出、第2款総務費は1億1,120万4,000円の増額で、主なものは、水辺のしながわ魅力向上に向けた観光事業の新規計上であります。

第3款民生費は3億2,886万円の増額で、主なものは、子ども施設への感染拡大防止対策経費の追加と、介護サービス事業者等へのPCR検査経費の新規計上であります。

第4款衛生費は3億3,955万7,000円の増額で、主なものは、区内PCR検査センター経費の追加および医療従事者等支援経費の新規計上であります。

第5款産業経済費は7億4,575万6,000円の増額で、主なものは、中小事業者等への家賃支援給付金の新規計上であります。

第6款土木費は1億229万8,000円の増額で、主なものは、避難所の感染拡大防止対策経費の新規計上であります。

第7款教育費は1億6,080万5,000円の増額で、主なものは、学校生活における感染拡大防止対策経費

の追加であります。

以上で第56号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

日程第8の歳出予算の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

次に、日程第9から日程第13までの5件を一括議題に供します。

日程第9

令和元年度品川区一般会計歳入歳出決算

日程第10

令和元年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第11

令和元年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第12

令和元年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第13

令和元年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算

○議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔会計管理者中山文子君登壇〕

○会計管理者（中山文子君） 令和元年度品川区各会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本決算は、地方自治法の規定により、監査委員の審査に付し、そのご意見を添えて、議会のご認定を仰ぐものでございます。

この際、決算書とともに、監査委員の審査意見書を提出しているほか、「主要施策の成果報告書」「各会計歳入歳出決算 事項別明細書」「各会計実質収支に関する調書」「財産に関する調書」および「各基金運用状況報告書」を提出しております。

初めに、一般会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は1,841億5,706万1,193円、歳出決算額は1,790億4,434万5,003円で、差引残額51億1,271万6,190円を翌年度に繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款特別区税は512億7,290万6,642円で、予算現額に比べ11億3,590万6,642円の増であります。

第2款地方譲与税は5億4,519万7,054円で、予算現額に比べ4,029万7,054円の増であります。

第8款地方特例交付金は11億646万円で、予算現額に比べ9億646万円の増であります。

第9款特別区交付金は439億1,127万円で、予算現額に比べ1億1,127万円の増であります。

第10款交通安全対策特別交付金は2,929万4,000円であります。

第11款分担金及び負担金は29億3,306万8,908円で、予算現額に比べ1億3,566万1,092円の減でありま

す。

第12款使用料及び手数料は42億450万6,724円で、予算現額に比べ1億6,488万276円の減であります。主な収入は、道路占用料、区民住宅使用料および廃棄物処理手数料であります。

第13款国庫支出金は265億6,607万5,979円で、予算現額に比べ12億6,533万1,021円の減であります。主な収入は、生活保護費、児童手当給付金および社会資本整備総合交付金であります。

第14款都支出金は150億1,082万4,056円で、予算現額に比べ3,749万3,944円の減であります。主な収入は、保育対策総合支援事業費補助金、都市計画交付金であります。

第15款財産収入は9億9,595万1,766円で、主なものは、地所賃貸料であります。

第16款寄附金は5,755万7,625円で、社会福祉指定寄附金ほかであります。

第17款繰入金は148億9,378万1,299円で、主なものは、義務教育施設整備基金繰入金であります。

第18款繰越金は51億8,798万8,332円であります。

第19款諸収入は72億4,578万9,883円で、主なものは、排水施設建設費収入および都市基盤整備費収入であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款議会費は8億1,282万443円であります。

第2款総務費は222億7,247万7,378円であります。不用額は17億3,852万2,988円で、主なものは、情報化推進費における委託料の残であります。

第3款民生費は848億4,281万8,284円であります。不用額は40億6,897万9,849円で、主なものは、保育支援費における負担金補助及び交付金の残であります。

第4款衛生費は113億8,083万272円であります。不用額は10億1,856万1,275円で、主なものは、保健予防費における委託料の残であります。

第5款産業経済費は26億2,088万9,427円であります。不用額は5億9,162万3,573円で、主なものは、産業経済費における負担金補助及び交付金の残であります。

第6款土木費は284億586万1,915円で、翌年度に5,215万3,300円を繰越しいたしました。不用額は12億9,130万8,099円で、主なものは、建築費における負担金補助及び交付金の残であります。

第7款教育費は273億7,264万3,794円であります。不用額は12億1,929万206円で、主なものは、学校管理費における工事請負費の残であります。

第8款公債費は13億3,600万3,490円で、不用額は606万3,510円であります。

第9款予備費には支出済額はございません。

以上が一般会計であります。

続きまして、国民健康保険事業会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は365億2,605万4,365円、歳出決算額は360億3,384万8,134円で、差引残額4億9,220万6,231円を翌年度へ繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款国民保険料は95億9,020万8,996円で、予算現額に比べ4,971万7,004円の減であります。

第2款使用料及び手数料は11万5,800円であります。

第3款国庫支出金は3,186万4,000円であります。

第4款都支出金は228億5,760万5,289円であります。

第5款繰入金は34億3,161万8,578円で、一般会計からの繰入れであります。

第6款繰越金は5億6,154万5,762円であります。

第7款諸収入は5,309万5,940円で、主なものは、一般被保険者第三者納付金であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は7億9,495万3,200円であります。不用額は3,318万6,800円で、主なものは、一般管理費における委託料の残であります。

第2款保険給付費は224億2,761万2,025円であります。不用額は5億7,879万3,975円で、主なものは、一般被保険者療養給付費における負担金補助及び交付金の残であります。

第3款国民健康保険事業費納付金は123億521万2,209円であります。

第4款保健事業費は3億498万1,269円であります。不用額は3,494万3,731円で、主なものは、特定健康診査等事業費における委託料の残であります。

第5款諸支出金は2億108万9,431円であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上が国民健康保険事業会計であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は87億719万9,791円、歳出決算額は86億1,748万4,215円で、差引残額8,971万5,576円を翌年度に繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款後期高齢者医療保険料は42億8,546万200円で、予算現額に比べ484万7,800円の減であります。

第2款利用料及び手数料は900円であります。

第3款広域連合支出金は1,501万1,480円で、予算現額に比べ562万520円の減であります。

第4款繰入金は41億2,520万8,000円で、一般会計からの繰入れであります。

第5款繰越金は5,643万1,089円であります。

第6款諸収入は2億2,508万8,122円で、主なものは、葬祭事業費受託収入であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は1億8,439万1,973円であります。不用額は2,743万7,027円で、主なものは、一般管理費における委託料の残であります。

第2款分担金及び負担金は80億5,375万6,220円であります。

第3款保健事業費は2億2,727万5,022円であります。不用額は5,172万5,978円で、主なものは、健康診査費における委託料の残であります。

第4款保険給付費は1億4,714万円で、不用額は2,086万円であります。

第5款諸支出金は492万1,000円で、これは保険料還付金であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上が後期高齢者医療特別会計であります。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は251億6,273万7,536円、歳出決算額は251億2,815万1,475円で、差引残額3,458万6,061円を翌年度に繰り越しました。

款別の収入済額につきましては、第1款保険料は54億7,300万3,585円で、予算現額に比べ6,331万8,415円の減であります。

第2款使用料及び手数料は5,400円であります。

第3款国庫支出金は55億3,444万8,665円で、予算現額に比べ8,858万9,665円の増であります。

第4款支払基金交付金は64億1,104万6,665円で、予算現額に比べ1億1,742万5,335円の減であります。

第5款都支出金は33億8,631万2,402円で、予算現額に比べ2億8,277万9,598円の減であります。

第6款財産収入は7万3,546円であります。

第7款繰入金は40億7,620万4,680円で、これは一般会計と基金からの繰入金であります。

第8款繰越金は2億6,679万6,210円であります。

第9款諸収入は1,484万6,383円であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は6億3,105万8,347円で、不用額は3,363万9,653円であります。

第2款保険給付費は227億9,215万6,509円あります。不用額は3億3,724万3,491円で、主なものは、地域密着型介護サービス給付費の負担金補助及び交付金の残であります。

第3款地域支援事業費は15億6,967万332円あります。不用額は1億46万6,668円で、主なものは、サービス事業費の負担金補助及び交付金の残であります。

第4款基金積立金は3,340万7,524円あります。

第5款諸支出金は1億185万8,763円あります。

第6款予備費に支出済額はございません。

以上が介護保険特別会計であります。

続きまして、災害復旧特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は1,074万2,000円、歳出決算額は1,074万2,000円で、差引残額はございません。

款別の収入済額につきましては、第1款繰入金は538万4,000円で、基金からの繰入れであります。

第2款都支出金は535万8,000円あります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款災害復旧費は1,074万2,000円あります。

以上が災害復旧特別会計であります。

以上で各会計歳入歳出決算の説明を終わります。何とぞ各会計決算をご認定くださいますようお願い申し上げます。

大変失礼いたしました。一般会計の説明のうち、款別の収入済額について説明漏れがありましたので、追加して説明させていただきます。

第3款利子割交付金は1億4,556万7,000円で、予算現額に比べ2,556万7,000円の増であります。

第4款配当割交付金は7億2,571万2,000円で、予算現額に比べ9,571万2,000円の増であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は4億4,973万7,000円で、予算現額に比べ7,026万3,000円の減であります。

第6款地方消費税交付金は86億5,921万2,000円で、予算現額に比べ6億921万2,000円の増であります。

第7款自動車取得税交付金は2億1,616万925円で、予算現額に比べ2,916万925円の増であります。

説明漏れがございまして、大変失礼いたしました。

○議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、お手元に配付のとおり動議が提出されています。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。

本動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付しております決算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、決算特別委員会の正副委員長互選のため休憩し、第一委員会室に委員会を招集いたします。議事の進行上、暫時休憩いたします。

○午後2時52分休憩

○午後3時03分開議

○議長（渡辺裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました決算特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

決算特別委員会委員長・あくつ広王君、副委員長・湯澤一貴君、副委員長・渡部茂君、以上のとおりであります。

次に、日程第14を議題に供します。

日程第14

請願・陳情の付託

○議長（渡辺裕一君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、9月23日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は9月24日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後3時04分散会

議長	渡辺裕一
副議長	たけうち 忍
署名人	本多健信
同	松本ときひろ